

「災害支援対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

山口 桂子（委員長、愛知県立大学）

臼井千津（愛知医科大学） 河原宣子（京都橘大学）

佐々木久美子（宮城大学） 菅原京子（山形県立保健医療大学）

宮崎美砂子（千葉大学）

2) 協力者

潮 洋子（日本看護系大学協議会事務局）

2. 趣旨

本委員会は、災害看護の支援事業を行うにあたり、募金、広報、助成、組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的として活動する。

3. 活動経過

1) 「防災マニュアルに関する調査」報告書の作成

看護系大学の災害に対する備えとして、防災マニュアルの整備が不可欠であり、その第一段階として平成 24 年度に会員校を対象に実施した調査の報告書をまとめた。107 校の会員校からの回答が得られ、添付資料のとおり、各大学の現状についての詳細が報告された。

2) 「日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」の作成

平成 24 年度に実施した「防災マニュアルに関する調査」の結果をもとに、看護系大学における防災マニュアル作成のための指針を提案した。主な内容は、Ⅰ. 平常時の対応 Ⅱ. 発災時の対応 のほか、Ⅲ. 日本看護系大学協議会が行う災害支援 として、本協議会が災害支援として果たす役割についても検討し、同指針に盛り込んだ。同指針については年度内に会員校に配布する予定である。

4. 今後の課題

- ・看護系大学が必要とする防災対策について「日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」を完成させたが、今後は、災害に対する意識を風化させないように、マニュアル整備と実質的活用に向けて広報活動による啓発を行う。
- ・災害発生時に速やかに支援体制を組織し、実質的な支援活動を展開できるような、本協議会および災害対策委員会の平常時からの準備体制の整備を行う。

5. 資料

以下 2 点を平成 25 年度活動報告の資料として添付する。

- ・「防災マニュアルに関する調査」報告書
- ・「日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」

防災マニュアルに関する調査報告書
—日本看護系大学協議会会員校に対する調査より—



一般社団法人 日本看護系大学協議会
災害支援対策委員会
(平成 25 年 10 月)

目 次

はじめに(報告書の趣旨)

I 調査の目的と方法

1. 目的

2. 方法

II 結果および考察

1. 防災マニュアルの整備状況

1) 防災マニュアルの整備状況

2) 防災マニュアルにおける災害発生時の学生の安全確保と教育の保障に関する項目

3) 東日本大震災の経験のマニュアルへの反映

4) 考察

2. 災害時の「備蓄」について

1) 災害に備えての備蓄状況

2) 個々の学生に対する推奨備蓄品について

3) 考察

3. 「防災訓練」の実施状況について

1) 訓練時の想定被害について

(1) 災害の種類

(2) 被害程度

(3) その他

2) 今年度の実施内容：特にテーマとしたこと

3) 東日本大震災からの学びとしての変更・修正点について

4) 考察

4. 災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」についてのシステム

1) 災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」等に関するシステム、取り決めの有無

2) 大学から学部生、大学院生、教職員への一斉情報配信の方法(手段)

3) 学部生、大学院生、教職員の安否確認の方法

(1) 学部生、大学院生

(2) 教職員

4) 被災者(学生、大学院生、教職員)に対する大学としての対応

(1) 初期の対応(安全安心の確保、帰宅難民となった場合への対応)

(2) 中長期の対応(経済的支援、心のケア)

5) 東日本大震災からの学びとして、安否確認等についての修正項目について

6) 考察

5. 災害時の組織体制

1) 組織体制の具体的な取り決めの有無

2) 組織体制の具体的な取り決めの内容

3) 考察

6. 今年度または次年度、防災の充実や備蓄に対する予算措置の内容と予算規模

1) 予算措置の有無

2) 予算措置の内容と予算規模

3) 考察

7. 災害発生時や備えに対するその他の情報提供

1) その他の情報

2) 考察

III まとめ

はじめに(報告書の趣旨)

災害支援対策委員会では、一昨年来、災害看護支援金による助成事業を中心に活動を進めてきたが、一方では、看護系大学として行うべき防災のあり方についても検討を深め、会員校全体としての学びを活かした、看護系大学として共通利用が可能な「防災マニュアル」の作成にも取り組んでいる。

その一環として、昨年度は、会員校がすでに行っている防災に関わる取り組みについて、会員校間の情報交換・情報活用を目的として、主に防災マニュアルに関連した実態調査を実施した。

本報告書はこの調査に基づき、各会員校から寄せられた、すでに実施している取り組みや様々な方針・体制、具体的な情報などについてまとめ、各会員校の今後の防災対策の企画・計画や実施に向けての資料として活用していただくことが狙いである。本報告書が会員校の防災対策の充実を図り、ひいては一般社会や地域における防災活動の一助となれば幸いである。なお、ここに報告する事例の中で、大学のご了解を得たうえで、本協議会 HP からのリンクが可能なものについても提示しているので、参考にさせていただきたい。

I 調査の目的と方法

1. 目的

看護系大学として行うべき防災のあり方の検討や、防災マニュアル作成の基礎資料とする目的で、会員校がすでに行っている防災に関わる取り組みについての実態を調査し、会員校における防災の現状を明らかにする。また、会員校間で共通利用可能な取組を選定し、具体的事例としての情報提供・公開に向けて調整実施する。

2. 方法

全会員校 209 校の実態を把握するために、社員または防災に関わる教員・事務職員を対象として、平成 25 年 2 月に質問票による調査を実施した。質問票は社員あてに郵送及びインターネットによりメール配信し、FAX またはメール添付によって回答を得た。また、防災関連のマニュアルをすでに作成済みの会員校に対しては、郵送による送付を依頼した。

調査票の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 各会員校における「防災マニュアル」の整備について
- 2) 災害に備えての「備蓄」状況について
- 3) 「防災訓練」の実施状況について
- 4) 災害発生時の「安否確認」等のシステム構築について
- 5) 災害時の組織体制、防災の充実や備蓄に対する予算措置について
- 6) その他

II. 調査結果

209 校中、回答が得られたのは 107 校で、回収率 51.2%であった。また、設置主体別の内訳は、国立 24 校 (22.4%・回収率 57.1%)、公立 24 校 (22.4%・回収率 51.1%)、私立 59 校 (55.2%・回収率 49.2%)であった。以下に、設問ごとの結果を示す。

1. 防災マニュアルの整備状況

1) 防災マニュアルの整備状況(図 1-1, 表 1-1)

各会員校における「防災マニュアル」の整備については、107 校中、69 校 (64.5%) が何らかの形でマニュアルを「すでに作成している」と回答し、21 校 (19.6%) が「作成中」と回答した。

また、マニュアルを作成した年は、2005 年以前は 5 校 (8.7%) のみであったが、2006 年～2010 年までに作成したと回答した大学が 33 校 (47.8%) と約半数、さらに 2011 年～2013 年で 25 校 (36.2%) が作成したと回答した。図 1-1 に作成年別の大学数を示した。

表 1-1 防災マニュアルの整備状況

整備状況	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
防災マニュアルをすでに作成している	69 (64.5%)	20 (83.3%)	14 (58.3%)	35 (59.3%)
マニュアル作成中である	21 (19.6%)	1 (4.2%)	7 (29.2%)	13 (22.0%)
マニュアルはない	17 (15.9%)	3 (12.5%)	3 (12.5%)	11 (18.6%)
計	107	24	24	59

(内訳のパーセントは設置主体ごとの計を 100 として算出)

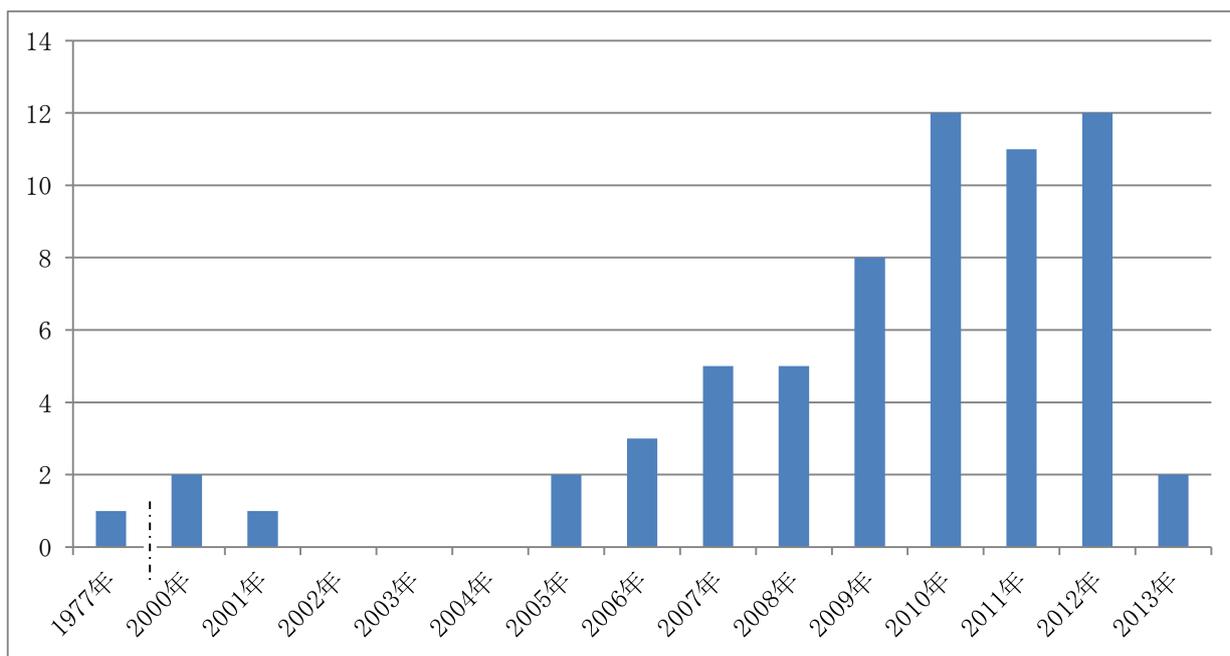


図 1-1 防災マニュアルの作成年別の大学数 (n=64)

注：2013 年は 1・2 月のみ

2) 防災マニュアルにおける災害発生時の学生の安全確保と教育の保障に関する項目 (表 1-2)

防災マニュアルにおける災害発生時の学生の安全確保と教育の保障に関する項目について自由記載を求めたところ、39 校 (36.4%) から記載があった。

学生の安全確保については、学生の安全確保行動・避難誘導、学生の安否確認、被災状況把握報告、帰宅困難者対策等が記載されていた。安全確保行動・避難誘導については、方針に止めているマニュアルと個別具体的に行動を例示しているマニュアル、その中間に分類された。看護系大学として重要な項目である実習中の被災への対応には、記載内容に程度の差がみられた。また、大都市圏の大学で

帰宅困難者対策について記載しているところもあった。

教育保障に関しては、安全確保に比べ記載している大学は少なかった。内容としては、「大学のホームページで休校、授業再開、補習授業などのお知らせを表示」、「システム利用による学生の避難誘導と休校措置」、「授業の再開等について、学内における連絡調整を行う。授業再開のスケジュール等について、教員、学生に対して速やかに漏れなく伝達する」等の休校・授業再開等の連絡が多かった。

一方、「東日本大震災の際、本学近辺に避難等をした被災大学の学生に対して、授業履修の希望がある場合可能な限り支援を行なう旨をHPに掲載した」と他大学の学生も含めた教育支援経験を記載していた大学もあった。また、「近畿・中部地区における国立大学附属病院の16大学病院間で、『災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定』を結んでいる」と、大学病院間レベルのネットワーク構築がなされている地域もあった。

3) 東日本大震災の経験のマニュアルへの反映 (表 1-3)

「一昨年3月の東日本大震災からの学びとして、新たにマニュアルに盛り込んだ、あるいは修正した項目や内容の記載があれば、具体的に記載してください」との問いに対しては、東日本大震災後のマニュアル改訂の内容について25校(23.4%)が記載し、東日本大震災後の策定/追加した内容については11校(10.3%)が記載していた。大きな被害が生じた東日本大震災の教訓から、地震、津波に関する備えを強化した改訂等が行われていた。

マニュアル改訂等の内容としては、より実践的な対応を行うための体制整備や具体的な安否確認等を目指す大学が多かった。一方で「自分で判断できる」ことを主点とした改訂を行った大学もあった。

表 1-2 防災マニュアルにおける災害発生時の学生の安全確保に関する項目

項目	特徴	記載例
学生の安全確保行動・避難誘導	<p>発生した災害ごとに指針を示している大学と災害として1つに括っている大学に分かれた。後者の場合、地震を想定している大学が多かった。</p> <p>海に面している大学では、津波避難を特別に取り上げているところもあった。</p> <p>学生の安全確保行動、避難誘導について、個別具体的に詳細に例を示している大学、方針を提示している大学、その中間の3つに分かれた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発生した災害ごと(地震、火災、風水害)に授業中、通学途中、夜間に分けて対応指針を示している。 マニュアルを地震編、風水害編、火災編に分けている。 地震発生時の基本行動として、まず身の安全の確保、出口の確保、外へ避難するときはあわてずに、避難は徒歩で。 警報区分による避難行動(3m以上学外避難、1~3m学内避難、20cm~1m海岸に近づかない)。 <p><個別具体的な記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確保の具体的行動等の明記(◎火気使用設備等の近くにいる者は、「グラッ」ときたら火を直ちに消すこと。◎ロッカーが転倒したり、窓ガラスが割れる恐れがあるため、これらのものからはできるだけ離れること。また照明器具の落下やディスプレイなどの転倒に注意すること。◎バッグなどを頭にかぶり、机などの下に入り身の安全を確保すること。◎地震によって建物がゆがみ、ドアが開かなくなる恐れがあるため、出入口の近くにいる者は、すぐ避難できる

<p>学生の安否確認、被災状況把握報告</p> <p>帰宅困難者対策</p> <p>上述の項目に関する資料配布について</p>	<p>避難経路や誘導先を具体的に示している大学もあった。</p> <p>看護系大学の特徴である実習中の被災に関する記載例が見受けられた。</p> <p>ホームページ掲載や家族からの問い合わせを想定している大学もあった。</p> <p>大都市圏の大学で帰宅困難者対策を記載している大学があった。</p> <p>全員への資料配布、携帯サイズの資料作成を行っている大学もあった。</p>	<p>ように、「グラッ」ときたらドアを開けて避難口を確保すること。エレベーターを避難用に使用しないこと。もしエレベーターに乗っているときに地震が起きたら、最も近い階に止め脱出すること。◎避難は、階段を使用し落ち着いてゆっくり行動する)。</p> <p><方針提示の記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期対応として、授業の中断と避難。 ・まず各自で身の安全を確保することを原則とし、学生、教員のとるべき行動について記載。 <p><中間的な記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生した際は、まず身の安全を図りながら、学生に対し冷静に対処するよう呼び掛け、揺れが沈静化するまで待機させる。地震沈静後、災害の規模と状況に応じ、屋外に避難する必要があると判断した場合は学生の避難誘導を行う。 ・マニュアルに構内地図と避難経路を明示。 ・屋外へ避難する場合は〇〇キャンパスにおいては本館前又は東京都が指定する広域避難場所へ誘導する。 ・災害発生時における講義・実習中の学生の安全確保。 ・学生のための地震防災ガイドがある。連絡経路や発生時の取り扱いが学生便覧に記載してある。実習中は実習単位ごとに科目責任者が判断し専攻長に報告する。 ・避難後の安否確認、災害対策本部への報告の実施。 ・安否確認：緊急連絡網運用、HPへの情報掲載、家族からの問い合わせ対応。 ・帰宅困難や一人暮らしのために安全を保証できない学生が居る場合は、学内宿泊の準備を行う旨の記載をしている。 ・緊急時等の対応についてという資料を入学時の新入生オリエンテーションで全員に配布している。主な内容として、緊急時の連絡先、災害発生時の学内、学外、臨地実習時の対応について、を記載している。 ・災害時の行動：学生、教員、事務職員、委託業者等の学内に滞在する人すべてを対象に、地震等の災害時にどのような行動をとってほしいかを携帯サイズにまとめている。
---	--	---

表 1-3 東日本大震災後のマニュアル改訂等の内容

項目	特徴	記載例
体制の全体的整備	より実践的な対応ができる体制整備を目指す改訂等が行われていた。キャンパス内連携を考慮した大学も見受けられた。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織の追加、〇〇大学緊急時学内連絡体制(夜間・休日)の連絡体制を見直しの上変更、避難場所図に守衛室等を追加、マニュアルの感染症等の拡大について最新の厚生労働省通知等に合わせ内容を変更。 ・組織体制を変更し、かなり実践的にした。 ・見直しにあたっては、同マニュアルが必ずしも系統的ではないこと、被害想定等が大規模災害レベルに達していないこと等に留意するとともに、本学の教育研究及び医療に関する基本的な任務の遂行の実現に向けて、より簡潔に必要な行動を明らかにするべく改善を図ることとした。 ・病院が同じキャンパスにあるので、キャンパス内での連携を考えてマニュアルを修正した。
安否確認/連絡・安全確保	より具体的な対応を記載する改訂等が多かった。一方で「自分で判断できる」ことを目指した改訂を行った大学もあった。	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システムの導入を検討中であったが前倒しで導入した。 ・安否確認、停電対応。 ・地震発生→大学への安否連絡(大学にいるとき、通学中)、災害が発生したら、日頃の準備、緊急避難アイテム、大学への連絡方法、家族への連絡(災害伝言サービスの利用)。 ・地震に対する予備知識の記載、大学近隣の避難所・広域避難場所の記載、安否確認方法。 ・臨地実習施設における対応：実習担当教員としての行動、学生としての行動。 ・一昨年3月以降に整備された緊急地震速報受信システムについて記載した。また、携帯サイズとし常時携帯できるものとした。 ・(大災害発生時にマニュアル通りに決められた場所に集合して命をなくした人が多くいたので)自分で情報収集して判断することができるようなマニュアルにした。
緊急参集体制	緊急参集の重要性が認識された改訂等もなされていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の緊急参集体制について、より詳細な内容となるよう見直しを行った。災害規模の基準別体制一覧を作成しマニュアルに盛り込んだ。
帰宅困難者対策	大都市圏の大学で帰宅困難者対策を追加していたところがあった。	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難な学生への宿泊の提供 ・帰宅が困難な場合の対応、帰宅する場合の連絡(出発時と自宅到着時の連絡)について追加した。

地震対策・津波対策	大きな被害が生じた東日本大震災の教訓から、地震、津波に関する備えを強化した改訂等が行われていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく防災マニュアルを作成するにあたり、地震に対応するマニュアルを盛り込んだ。 ・地震対策の強化(転倒・転落防止対策など)。 ・津波を想定して建物4階以上に避難することが確認され大学キャンパスや建物内に避難標識が設置された。また校舎内各所にそれをあらわす絵シールが貼付された。 ・南海トラフ巨大地震への備え、津波への対応、集中豪雨への対応。 ・新たに津波に対する避難訓練、備蓄計画ならびにその予算化。
-----------	--	---

4) 考察

本調査により、防災マニュアルを整備する大学が増加していることが確認された。日本社会の防災意識の高まりと看護系大学の増加が相俟った結果といえる。一方、甚大な被害を生じた東日本大震災後においてもマニュアルのない会員校もあった。マニュアルは防災の十分条件ではないが、マニュアル策定における検討は防災に資するものである。マニュアルの策定・改訂が重要である。

防災マニュアルにおける災害発生時の学生の安全確保に関する項目については、マニュアル掲載内容の程度が多様であった。安全確保行動、避難誘導をどの程度マニュアルに書き込むべきかの検討が必要である。マニュアルのほかに携帯サイズにまとめた資料を配布している大学もあった。参考となろう。また、看護系大学のマニュアルにおいては、実習中の被災想定が重要となる。実習状況は各会員校によって異なるが、先進事例に学びながら各校に合わせたマニュアル検討が望まれる。

防災マニュアルにおける災害発生時の教育の保障に関する項目は、休校・授業再開等の連絡に関する内容が多かった。今後、連絡方法については、停電等で携帯電話やスマートフォン等が使用できない事態を想定しての検討が重要である。

また、教育の保障については、教育活動停止期間が長期化した場合を想定しての、大学間相互支援についても検討していく必要がある。相互支援として何が必要かについては、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を検討し、実際的な内容としていくことが重要である。

2. 災害時の「備蓄」について

1) 災害に備えての備蓄状況 (表 2-1~2-7)

災害に備えての「備蓄」をどのように行っているかの問いに対しては、「備蓄はない」と答えた大学は、107 校中の 42 校 (39.1%) であった。また、「何らかの備えがある」と答えた大学は、62 校 (57.7%) であった。

「備えが有る」と答えた 62 大学のうち、「大学組織として備えがある」は 43 校であり、「学部として備えがある」17 校、「学科として備えがある」は 8 校であった。

また、62 校中で「大学」としても「学部」としても「備えがある」などの複数回答が 11 大学からあり、なかにはすべての項目で「備えがある」と答えた大学が 1 校あった。

表 2-1 備蓄の有無 107 大学 (%)

項目	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
1) 備蓄はない	42 (39.1)	4 (16.6)	14 (58.3)	24 (40.6)
2) 何らかの備蓄がある	62 (57.7)	17 (70.9)	10 (41.7)	35 (59.2)
3) 無回答	3 (2.8)	3 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	107	24	24	59

表 2-2 組織別備え (複数回答)

項目	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
① 大学としての備え有り	43 (53.8)	9 (42.9)	9 (64.3)	25 (55.5)
② 学部としての備え有り	17 (21.2)	7 (33.3)	3 (21.4)	7 (15.6)
③ 学科としての備え有り	8 (10.0)	2 (9.5)	0	6 (13.3)
④ その他	12 (15.0)	3 (14.3)	2 (14.3)	7 (15.6)
のべ数	80	21	14	45

表 2-3 大学組織としての備え (複数回答)

種類	件数	具体例
食料	38	1. 食品類 アルファ米 (4 種), 乾パン, 缶詰弁当 非常食, 保存食: カロリーメイト, ビスケット, サバイバルフード 2. 食料品の備蓄状況 ・教職員・学生 (1100 人~1500 人) ・キャンパス毎 (1000 食) 3 日間の食料 ・職員用食料: 4000 食~一万食 ・200 人×3 日間備蓄 *寮の分 ・常食・水 (150 人分)

飲料水	36	<ol style="list-style-type: none"> 飲料水：量 <ul style="list-style-type: none"> 500ml ペットボトルを 4500 本 飲料水 2L×約 1200 本 長期保存水 飲料水の機材 <ul style="list-style-type: none"> ウォータータンク・組み立て水槽 災害用造水機, ・貯水槽 地下水くみあげ使用機材
救出救助・ 復旧用具	17	<ol style="list-style-type: none"> 工具：工具セット, はしご, 油圧ジャッキ, 平バール, 大ハンマー, ツルハシ, 万能オノ, スコップ, 折り畳み鋸, ボルトクリップ, ロープ, コードリール, 切断機具, チェーンソー 安全用具：防火服, 作業衣, ニトリル製手袋, 安全靴, 切創手袋 (ケブラー製), ヘルメット, 立ち入り禁止テープ, レインコート・カッパ, 軍手
電池・照明器具	15	<ol style="list-style-type: none"> 電池類：乾電池・アルカリ電池, LED 照明類：懐中電灯, 携帯用ケミカルライト, ヘッドライト・発電機・投光機+三脚, LEDライト・ランタン (三脚付), ラジオ付きライト, 発電機
生活用品・雑貨	14	<ol style="list-style-type: none"> 調理器具：やかん, 鍋, ガスコンロ, 電気炊飯ジャー, 羽釜, かまど, 燻薪, カセットボンベ, グリル 食器類：紙コップ・皿, ラップ, 使い捨て食器 雑貨：ゴミ袋・バケツ, テッシュュ, 長靴, ポリタンク, タオル 簡易テント, テント, ブルーシート ポンプ (揚水)
寝具 防寒対策用品	14	<ul style="list-style-type: none"> 毛布, 防寒着, 保温シート, 寝袋, 使い捨てカイロ ・暖房器具,
排泄用具	13	<ul style="list-style-type: none"> 簡易トイレ, 非常時トイレ, 使い捨て便袋 浄化槽用発電機
情報・通信機器	11	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ, トランシーバー, メガホン, 拡声器・ハンドマイク, ノートPC, 携帯電話
搬送・運輸用具	7	<ul style="list-style-type: none"> 折り畳みリヤカー・リヤカー, 担架, 台車, カート 簡易ストレッチャー, 車椅子
応急セット・ 衛生・生理用品	5	<ul style="list-style-type: none"> 消毒・薬品, ガーゼ, 三角巾, 救急箱 (50, 1000) レスキューセット, 生理用品, 救護用毛布
感染対策用品	3	<ul style="list-style-type: none"> サージカルマスク, N95 マスク, 防塵ゴーグル
防災倉庫・他	3	<ol style="list-style-type: none"> 備蓄倉庫 3 基 水 500ml×約 9000 本, 非常食約 1000 食, 簡易寝袋 500 枚, 毛布約 600 枚, タイベックスーツ 300 セット, 生理用品 800 セット, 簡易トイレ 5 セット プレハブ実習棟 帰宅セット, 1 日分レスキュー
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン携行缶, LP ガス燃料, 消火器 マニュアルに記載 法人として食料・水・医薬品・毛布・避難の初動必要備品などを防災備蓄している 病院の備蓄中心 H24 年度より 5 年計画中

表 2-4 学部としての備え (複数回答)

種類	件数	具体例
応急セット・衛生・生理用品	7	・救急用品, 医薬品, ガーゼ, 救急箱 (50 人分) ・衛生材料は日常の学内演習使用分を多めに備蓄 ・救護用毛布
情報・通信機器	6	・メガホン, ハンドマイク, ハンドル式ラジオ ・トランシーバー, 携帯ラジオ, PHS, ポータブル TV ・発電機, 重油 (自家発電用) ・携帯電話充電器
食料・飲料水	6	・カロリーメイト, 非常食, 患者用非常食 ペットボトル・水
電池・照明器具	6	・電池類, 懐中電灯・LEDライト, ハンドライト 投光器, ろうそく (災害時用 33 時間) ・重油 (自家発電用)
生活用品・雑貨・他	5	・紙コップ, タオル・圧縮タオル, トイレトペーパー, ウオッシュテッシュ・カイロ, 寝袋
救出救助・復旧用具	5	・ヘルメット (全教職員分), 軍手, バケツ, ハンマー
排泄用具	4	非常用トイレ・簡易トイレ
その他	6	・災害時用識別ジャケット, 実習用: 毛布, ベット ・大学・学部へ分散配備, 学部保管 ・搬送機器若干 ・約 100 品目備蓄有 ・附属病院における各種備蓄ある ・事務室に準備している

表 2-5 学科としての備え (複数回答)

種類	件数	具体例
電池・照明器具	2	・懐中電灯, 非常用発電機, ローソク
食料・飲料水	2	・水, 乾パン, 水貯留タンク
情報・通信機器	2	・非常用ラジオ (各講座), ホイッスル (各教員), テレビ メガホン
応急セット・衛生・生理用品	2	・薬品, 衛生用品, 救急処置用セット
排泄用具	1	・簡易トイレ
その他	3	・簡易搬送シート, パック毛布 ・実習用使用している毛布, ベット

表 2-6 その他 (複数回答)

<p>1. 食料・飲料水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会より毎年 600 人分の食糧提供有り <p>2. 付属病院との関連, 提携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院 (保健センター含) を中心に備蓄が行われている ・生協と商品を救援物資として提供する契約 <p>3. 公的建物としての役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請で備蓄品を体育館に納品 (発災時近隣住民使用可の許可あるが対応は未) ・実習室の利用: 実習室が避難所として使用できるスペースとして考報告している ・地域住民の避難場所として市と提携。 <p>4. 非常用持ち出し用品の分散所持 (貴重品, 衣類, 救急セット, 食料, 日用品)</p> <p>5. 帰宅困難時用運動靴</p> <p>6. 3 学部のキャンパスで約千人分の水・食料を 5 年かけて整備予定。 (平成 24 年度から購入始め・高知県立)</p>

2) 個々の学生に対する推奨備蓄品について(表 2-7・2-8)

学内および通学中において個々の学生に「推奨している備蓄品」については、18校(16.8%)から回答があった。具体的な記載では食料・飲料水の備えおよび防災マニュアル・ポケット案内などの冊子・カード類の配布が多かった。次いで情報、照明の機具および日用品類についてなど、きめ細かな備えの実態が伺えた。

表 2-7 推奨備蓄品

18/107 大学 (%)

項目	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
推奨している備蓄品	18 (16.7)	4 (18.8)	2 (8.3)	12 (20.3)

*設置主体別パーセント

表 2-8 推奨備蓄品例について

(複数回答)

種類	件数	具体例
食料・飲料水	7	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・水 (3日分以上) ・1~2日分の代用食 (カロリーメイト, ペットボトル, 菓子類) ・マニュアルに記載: 飲料水, 菓子類の常備, チョコ, 飴, 飲料水, 携帯食
防災・カード冊子類の配布・準備	5	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアル・ポケット版配布 ・防災カード配布, 緊急時連絡先 ・避難場所 (日頃の準備等含む) ・消防庁・わたしの防災サバイバル手帳及び警視庁 (地震のときはこうしよう) の冊子配布 ・インフォメーションカード ・帰宅地図
電池・照明類	2	<ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯, LEDライト,
情報・通信	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ・手回しラジオ・携帯ラジオ, 救助笛 ・テレホンカード
身分証明書・貴重品	2	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証, 保険証, 現金・小銭
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・次の準備の推奨: 歩きやすい靴・運動靴, 雨具, 衣類, ウォッシュテッシュ メガネのスペア, 持病薬, タオル, 救急用品 ・寮生は各自, 居室に3日分程度の水・食料を常備する。 ・分散所持 (貴重品, 衣類, 救急 食料, 日用品) 指導 ・小型懐中電灯 (キーホルダー・ミニライト) を新入生から配布 ・女性の必需品2日分 (生理用品) ・マニュアルに記載してある など

3) 考察

1. 災害に備えた「備蓄がない」とする大学が42校（約40%）であった。「看護系大学」における「備蓄」の実態として比較するデータがほとんど見られないが事実として受け止め、何らかで備蓄を考える必要性が示唆された。
昨今における本邦の自然災害の発生と被害の実態を参考にし、すべての看護系大学において備えの必要性を推進する方向で検討する必要がある。
2. 「何らかの備えがある」なかでは、大学として備えがあるとする大学が多かった。大学組織としての備えの取り組みは重要であるが、同時に学部・学科としての備えとして、より、身近で具体的な備えを講じる必要性を検討する方向で考えたい。
3. 備えの具体的な記載からは、上位に食料・飲料水が挙げられていた。次いで救出救助・工具類さらに照明器具さらに生活用品などであった。このことは今後、参考にすべきことであるといえる。
4. 学部としての備えでは応急セット・衛生・生理用品が挙げられていた。看護系大学として、特に女子学生が多数である特徴を表していることが伺えた。
5. 学生個々の推奨備蓄品の問いに18大学が応えていた。具体的な記載例では参考とすべきものが有り、4.と併せて今後活かす必要がある。
6. その他の記載では、附属病院を中心とした備蓄への依存傾向や生協・売店との契約提供などの記載があった。これらからは、備蓄に対する今日の考え方、一人一人および身近な集団および組織としての備えの有り様をさらに考える必要がある。
総じて詳細な記載例は貴重な資料として参考とすべきである。

3. 「防災訓練」の実施状況について

1) 訓練時の想定被害について

(1) 災害の種類 (表 3-1)

訓練時に想定している災害の種類については、90%以上の大学が【地震】、【火災】、【地震とそれによる火災】を想定していた。1件のみであったが、【放射線被曝】を想定している大学もあった。

表 3-1 災害の種類 (複数回答あり)

有効回答：86/107 大学

種類	件数
地震	25
火災	19
地震とそれによる火災	41
津波	5
水害	2
放射線被曝	1

(2) 被害程度 (表 3-2)

【火災】や【震度】、【建物の損壊・倒壊】、【負傷者】、【ライフライン】等について、被害の程度を想定していた。

表 3-2 被害程度 (複数回答あり)

有効回答 66/107 大学

被害程度	件数
火災	39
震度	22
建物の損壊・倒壊	16
負傷者	7
ライフライン	5
落下物	3
地震の規模	3
避難困難	2
交通機関	2
津波	2
揺れの長さ	1
河川の堤防決壊	1
被害なし	1

(3) その他 (表 3-3)

その他として、以下の自由記載にあるように「病院との合同訓練」や「エレベーターの閉じ込め事故」、「地域住民の避難」、「想定を具体的にする」など、訓練がより実践的な内容になるような工夫が認められた。

表 3-3 その他（自由記載）

-
- ・ トランシーバー等の連絡機器を用いて実施
 - ・ 単なる訓練ではなく、具体的な想定を行っています。
 - ・ 看護学科単独でも、年1回程度、教員の初期対応の防災訓練を実施。
 - ・ 昨年9月南海地震を想定して、隣の災害基幹病院との合同トリアージ訓練を実施した
 - ・ 通報訓練（2校）、避難・誘導訓練（2校）、消火訓練（3校）
 - ・ 看護学部は独自の実践的防災訓練を実施
 - ・ エレベーターの閉じ込め事故
 - ・ 救護訓練
 - ・ 学内及び指定避難所としての避難誘導訓練、初期消火活動訓練
 - ・ 大学全体の防災訓練のシナリオを元に各学部がそれぞれ被害状況を設定したシナリオを作成
 - ・ 移送に介助が必要なけが人があるという想定
 - ・ 火災発生時の消防訓練
 - ・ 消火器使用訓練、起震車を使用しての訓練、煙体験
 - ・ 食堂厨房からの出火も想定して、消火器訓練(消防署立会い)も行った。
 - ・ 学生の避難誘導訓練
 - ・ 教室棟から一時避難場所へ避難行動訓練
 - ・ 県、市のハザードマップを参考
 - ・ 地域住民が着の身着のまま避難してきている
 - ・ 人命を中心とした救命活動、安否の確認
-

2) 今年度の実施内容：特にテーマとしたこと（表 3-4）

2012年度の防災訓練の実施内容については、初動対応や連絡体制などの【防災体制】に關すること、【避難訓練】、【対象者を意識した訓練】、【情報伝達訓練】、【救護訓練】、【消火訓練】、【安否確認】、【安全確保】、【トリアージ】などが特にテーマとして挙げられていた。

3) 東日本大震災からの学びとしての変更・修正点について（表 3-5）

東日本大震災の学びから、帰宅困難者への対応も含め、避難経路や避難場所を見直したり、被害想定が具体的になるなど、【訓練や備えの内容が具体的・実践的になった】ことや、マニュアルや事前想定、連絡網などの見直しをするなど、【災害対策の再検討】がなされ、それらのことを踏まえて訓練に変更や修正が加えられたことが明らかになった。

表 3-4 今年度の実施内容, 特にテーマとしたこと (複数回答あり) 有効回答 : 65/107 大学

テーマ	件数	内容
防災体制	22	初動対応に関する訓練
		防災体制の問題点の抽出
		事務棟以外との連携
		連絡体制の確認
		災害対策本部の設置と地区災害対策グループの設置
		防災体制における対応行動の取得
		初動体制の確認
		二次災害防止に向けた訓練
		火元責任者等の役割確認
		施設内各部門の対応取り入れ
		安全管理, システムの見直し
		緊急地震速報の活用
		教職員対象の役割内容の学習
		津波想定での避難場所変更
		避難行動の分析
		コードブルーマニュアルの作成
		震災発生直後からの数日後の帰宅誘導までの防災行動の把握
		避難生活の必需品を準備
		マニュアル見直し 2件
		避難経路, 場所の確認 2件
避難訓練	20	大規模地震における避難の心得習得
		夜間, 昼間を想定した
		避難方法の確認
		全学一斉避難訓練 2件
		津波を想定した 3件
		水害を中心とした
		避難誘導訓練 2件
		迅速・安全・確実な初期対応・地震後待機中に火災発生との想定
		火災を想定した 4件
		震災を想定した 4件
対象者を意識した訓練	18	教職員を対象とした訓練 2件
		学部全体を対象とした防災訓練
		地域と協働した防災訓練 2件
		施設内の自衛消防組織を対象とした訓練 2件
		学生, 教職員, 地域住民対象の学外指定地域への避難訓練
		新入生対象の消火訓練
		学生, 教職員を対象とした避難経路の認識
		看護学部教員避難訓練
		学生を対象とした訓練 5件
		学年別に分かれた訓練
		講義中の指導教員による学生の避難誘導

情報伝達訓練	13	被害状況の確認, 報告
		緊急ネットワークの使用
		関係機関への報告
		通報訓練 4件
		看護学部教員連絡体制の確認
		本部との連絡手段の確認
		情報伝達訓練
		緊急時連絡訓練
		緊急連絡網の確認
		非常放送の実施
救護訓練	8	救護活動訓練
		BLS訓練 4件
		搬送法訓練
		災害時救護活動の基礎的能力の理解 地震の発生から負傷者の救護までの総合的な訓練
消火訓練	8	消火器の使用方法を確認 4件
		初期消火 2件
		消防隊と協力した訓練
		煙体験
安否確認	7	学生点呼訓練
		安否確認訓練 2件
		安否確認システムの訓練 2件
		安全確認後の避難訓練
		未避難者有無の確認について, いかにスムーズに行えるか
安全確保	4	地震発生時の安全確保 3件
		自己, 他者の安全確保
トリアージ	4	トリアージ訓練 3件
		トリアージモデル経験
講演	3	消防署員による防災についての講演 2件
		阪神淡路大震災に被災した教員の講演
物品等の使用方法	2	避難設備, 消火設備の使用法の習得
		AEDや避難器具の使用法の確認, 実施
備品周知	2	学内所有の備品周知
		新規採用職員を対象とした防災設備等のオリエンテーション
意識向上	2	教職員と学生の防災意識の向上 2件
その他	4	起震車体験
		施設の機能麻痺
		授業中の災害
		防災広報活動

表 3-5 東日本大震災からの学びとして変更・修正したこと（複数回答あり）有効回答：31/107 大学

東日本大震災からの学び	件数	内容
訓練や備えの内容が具体的・実践的になった	25	災害訓練を大学として初めて実施
		避難経路・避難場所の見直し 2件
		避難場所まで実際に歩くという訓練 2件
		訓練は教職員協働で行う
		被害想定が具体的になった
		避難場所と収容人数の確認
		地震後の火災を想定した訓練
		大規模地震発生時の避難経路の確認 2件
		大学病院の機能麻痺も想定する
		毎年、地震を想定した避難訓練の実施を企画したい
		訓練全体が東日本大震災を教訓にしている
		避難場所の生活援助理解
		訓練前に設定を伝えない実践的な訓練の実施
		行政から情報を受け、避難場所や経路を検討
		避難が完了してから後の行動に関して変更、修正
		地震後の津波を想定した訓練 2件
自ら何をすべきかを考えて行動する 2件		
備蓄品の確保 2件		
災害対策の再検討	10	マニュアルの見直し 3件
		災害対策本部を活動が円滑に行える場所に変更
		連絡網の再検討
		学生ボランティア活用法の検討
		カリキュラムの検討
		防火・防災のしおりを作成
		事前想定の見直し
		帰宅困難学生の対応策検討
災害・防災意識の向上	2	防災に対する意識の高揚と知識の向上を図る
		震災に被災した教員の講話

4) 考察

各大学はそれぞれの設置主体や地域の特性を生かしながら工夫した訓練を実施していた。その中で、今後の参考になる事例として、学生や教職員だけでなく地域住民と協働した訓練を実施している大学、自ら考え行動できるような具体的な想定や夜間帯での火災を想定した訓練等を実施している大学、大学病院との合同訓練を企画段階より協働実施している大学があった。他にも多様な防災訓練が行われており、他大学の事例を参考にしながら、各大学に適した訓練の企画・運営・実施・評価を行っていくことが求められると考える。

4. 災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」についてのシステム

1) 災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」などについてのシステム、あるいは共通認識できる取り決めの有無（表 4-1）

災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」などについてのシステム、あるいは共通認識できる取り決めが「ある」大学は、107 校中 74 校（69.2%）、「現在作成中」16 校（15%）、「なし」16 校（15%）であった。設置主体別に、システムや取り決めが「ある」大学をみると国立 20 校（83.3%）、公立 17 校（70.9%）、私立 37 校（62.7%）であった。

表 4-1 災害発生時「情報発信」「安否確認」「被災者対応」のシステム等の整備状況

項目	大学数	設置主体内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
システムや取り決めがある	74 (69.1%)	20 (83.3%)	17 (70.9%)	37 (62.7%)
現在作成中	16 (15.0%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	12 (20.3%)
システムや取り決めはない	16 (15.0%)	1 (4.2%)	5 (20.8%)	10 (17.0%)
無回答	1 (0.9%)	1 (4.2%)	0	0
計	107 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	59 (100%)

（内訳のパーセントは設置主体ごとの計を 100 として算出）

2) 大学から学部生、大学院生、教職員への一斉情報配信の方法(手段)（表 4-2）

大学から学部生、大学院生、教職員への一斉情報配信の方法で最も多かったのは、安否確認システムなどメールによる一斉配信が 53 件（71.6%）であった。それ以外の方法として、「大学ホームページ」12 件（16.2%）、「緊急連絡網」11（14.9%）件、「館内放送」11 件（14.9%）などであった。また、少数ではあったが、「報道機関」、「ツイッター」、「災害伝言版「171」」などを利用している大学もあった。詳細は以下の表 4-2 のとおりである。

表 4-2 大学から学生、教職員への情報配信の方法

回答校：74 校

方法	件数	記載例
メール	53	個人のメールアドレスに大学から一斉に情報を配信
		教職員には緊急連絡網を活用しメール配信
		大学のポータルサイトから一斉メール配信
		携帯電話のメーリングリストを活用
		統合メディア基盤センターのメールアドレスを（ウェブメール）取得し一斉送信可能
		看護学科内では電子メール（学科独自で）
		大学独自の防災情報メールを利用しての情報配信実施
		twitter に本学アカウントを設けて情報配信
		N T T 安否確認システム導入（メール発信と送信）

ホームページ	12	修学支援システム（HP上）で全学生の安否確認
		ホームページへの書き込み
		大学のホームページで周知
緊急連絡網	11	教職員は携帯メール・電話等で緊急連絡網を活用する
		緊急連絡網（学生含む）
		アドバイザー教員が各受け持ち学生に連絡
		災害時特設電話を設置し、外部との連絡手段を確保
		独自の携帯電話を利用した連絡網を活用
学内放送	7	授業時は学内非常放送
		大学防災センターまたは事務室からの館内放送
		ラジオ等で情報確認し、必要があれば館内放送を行う
その他	3	報道機関を通じた広報による情報提供
		ツイッターで大学公式アカウントを設け情報発信する
		災害用伝言版「171」の活用

(複数回答)

3) 学部生、大学院生、教職員の安否確認

(1) 学部生、大学院生 (表 4-3)

授業中や実習中においては、基本的に担当者が学生を避難誘導して点呼等の確認を行っている。実際の報告では、①授業中の場合「名簿を使った点呼」27件、「メールによる安否確認」21件などであった。②実習中の場合、「当該責任者による報告」19件が最も多く、その内訳としては、各担当教員による報告、施設実習指導者による報告、学生による報告であった。学外において担当教員が同行していない場合については、各大学がそれぞれ実情に合わせて学生と事前に連絡手段を取り決めている。③自宅にいる場合、安全確認システム等を利用し安否を確認している。学生から返信が無い場合は、個別に担任やチューターにより電話等で確認する。また、大学院生は所属する研究室の連絡網で安否を確認しているという例もあった。④海外にいる場合、メールによる安否確認を行っている大学が15件であった。なお、③自宅および④海外にいる場合に関しては、具体的な取り決めをしていないという大学が多かった。

(2) 教職員 (表 4-4)

教職員の場合、学生や大学院生の安全確認が優先され、①授業中の場合、「安否確認システムを含むメールでの安否確認」が19件、「講座、領域毎にまとめて大学本部に報告」が11件であった。②実習中の場合、「実習施設にいる場合は、学生の情報と共に学科や大学本部にあらかじめ作成している連絡網を活用し安否報告」をしている。③自宅にいる場合、④海外にいる場合については、回答例が少なく、しかも「具体的な取り決めがされていない」と回答した大学もみられ、今後検討の余地があると思われる。なお、回答例が多かったのは、メールや安全確認システムを利用しての報告、各自が直接所属長に報告、緊急連絡網を活用して報告するという内容であった。

表 4-3 学部生、大学院生の安否確認方法：①授業中・②実習中・③自宅・④海外

回答校：74校

① 授業中 確認の方法	件数	記載例
点呼	27	担任、授業担当教員、事務職員が点呼を取る
		受講者名簿、出席名簿と照合する
		避難後に避難場所で確認する
		安否確認チェックリストを用い避難場所で確認
メール	21	担当者から一斉メール配信後、各自が返信しそれによって確認を行う
		教務学生課内の PC の決められたアドレスに学生番号と名前を送信させる
		安否確認システム（メール発信と返信）が整備されている（任意）
		震度 6 以上になると自動的に安否確認メールが配信される
		電子メールを基本とし、連絡がなければ電話連絡する
		メーリングリストでの指示に従い連絡を取る
		マ・メールを利用
現場の指示	6	非常放送及び教職員の指示に従う
緊急連絡網	2	学生の緊急連絡網を使用
その他	5	被災した者は学校に連絡するよう呼びかける
		個々の存在を確認することが基本
		「安否確認カード」を配布し、万が一の際にそのカードを所定の箱に入れる
② 実習中 確認の方法	件数	記載例
当該責任者による報告	19	各担当教員が大学や学部長、災害対策本部に連絡
		実習指導教員が同行している場合はその教員による報告
		指導教員が同行していない場合は学生が担当領域の緊急連絡先に連絡
		教員不在の場合は実習施設の責任者または指導者が確認し、大学に報告
メール	11	メールを基本、返信が無い場合は電話連絡
		構成員がアクセスできるホームページの中に、緊急連絡用の携帯メールアドレスを登録し、それに安否確認メールを配信、受信後返信する。
		規制の安否確認システムの利用
		メールにより危機管理委員会のアドレスに返信
		マ・メールを利用
現場の指示	4	大学内の非常放送による
		実習先の避難指示による

その他	6	手段を問わず担当教員が安否確認を行う
		実習要綱にある危機発生時の対応フローチャートに記載している
		災害伝言場の使用
③ 自宅 確認の方法	件数	記載例
メール	22	一斉メールに対する返信により確認
		メーリングリストを作成
		マ・メールを利用
大学からの確認	5	クラス担任、副担任による安否報告
		事務からの自宅への電話連絡
その他	5	被災した者は大学に報告するよう呼び掛ける
		学生自ら大学に安否を報告
		院生は所属する研究室の連絡網による
		災害伝言版の活用
④ 海外 確認の方法	件数	記載例
メール	15	メールの返信による安否確認以外なし
大学からの確認	3	海外渡航届を提出した学生のみ緊急連絡
		事務局から個別に連絡
その他	3	災害伝言版
		同行した教員が大学に連絡

(複数回答)

表 4-4 教員の安否確認の方法：①授業中・②実習中・③自宅・④海外 回答校：74校

① 授業中 確認の方法	件数	記載例
メール	19	携帯やPCによる安否確認
		メーリングリストによる教員間相互の連絡
		緊急連絡用の携帯メールアドレスを登録し、全員に安否確認メールが届くようにしている
		一斉メール配信後各自から返信され確認
		ポータルサイトからの一斉メールの配信
		メールで危機管理委員会のアドレスに返信
		職員の安否確認システムで連絡させる
		パソコン・メールによる安否確認システムを活用する
		安否確認システムが整備されている (任意)
		安否確認システム ANPIS を導入

講座・領域単位に報告	11	教職員名簿を用いた点呼の後、災害対策本部へ報告
		防災組織計画により、被害確認班が教職員の安否を確認
		定められたチェックリストにより状況把握等を行い災害対策本部に報告
		学科が教員の安否確認をおこない取りまとめる
		避難場所で学科部署ごとに学内滞在者総数等を集約
		学部長・副学長・学長の順に報告する
		所属ごとに安否確認のうえ学務教務課に報告
		所属部署に確認
連絡網	12	緊急連絡網を用いての安否確認
		緊急連絡網の活用
		教員の連絡網の作成
		防災対策委員による緊急連絡網で連絡を取る
各自の報告	7	教職員各自が看護学務課に報告
		学生と共に安全を確保し、避難後に学生の分と合わせて安否を報告
		授業担当教員が学生に安全対応および避難誘導を行う。避難誘導が完了した時点で、学内防災管理者に避難人員と負傷者を報告
その他	10	大学内の非常放送
		大学独自のマニュアルによる対応
		一時避難場所あるいは地域避難場所に移動できれば、電話、メール、災害電話などを使って安否を報告
		災害伝言ダイヤルを活用
② 実習中 確認の方法	件数	記載例
メール	15	防災情報メールへの返信により確認
		メールで危機管理委員会のアドレスに返信するルール
		電子メールによる安否確認
連絡網	12	非常時連絡網により確認
		講座・領域毎に連絡網作成
		講座ごとに連絡網を作り報告する
		連絡網を活用し確認する
各自の報告	6	講座毎に情報収集、責任者が本部報告
		実習施設にいる場合は学生の情報と共に安否報告する
現場確認	5	実習学生の安全確保、安否報告

講座・領域単位での情報集約	3	所属部署へ確認
		講座毎に情報収集、責任者が本部報告
その他	3	大学内の非常放送
		災害伝言板の活用
③ 自宅 確認の方法	件数	記載例
メール	12	休日、夜間のみメール配信し、安全確認、登学に要する時間を回答
		一斉メールに返信
		職員の安否確認システムで連絡させる
		パソコン・メールによる安否確認システムを活用する
各自の報告	7	直接学部長に連絡する
		各自が看護学部課に報告
連絡網	6	部署毎に予め連絡網を作成し、安否確認を行う
その他	2	災害伝言版を活用
④ 海外 確認の方法	件数	記載例
メール	7	安否確認メール
		メール不可の場合電話連絡
連絡網	2	非常時連絡網により確認
		特に記載ないが③と同様の対応
各自の報告	3	教職員各自が大学に連絡
災害伝言板	2	出張等による海外渡航者の安否確認
		災害伝言板

(複数回答)

4) 被災者(学生、大学院生、教職員)に対する大学としての対応

(1) 初期の対応(安全安心の確保、帰宅難民となった場合への対応) (表 4-5)

初期の対応として、「災害対策本部の設置」が4件と少ないものの、被災直後の対策を検討するうえで不可欠なものであるため、自明のこととしてか、未記載の大学が多かった。

回答された中で多かったのは、「帰宅困難者対応」で18件あった。その主な内容は、安全な場所の提供、ベッドの開放、食料・飲料水の提供などを計画している。次に、「緊急避難場所の設置」が13件、その主な内容は、体育館や校庭、教室などを一時解放し、飲食・睡眠、休息、トイレなどを提供するとしている。また、救護所や災害拠点病院としての受入れも行っている。

(2) 中長期の対応(経済的支援、心のケア) (表 4-6)

中長期の対応では、「経済的支援」として16件、その主な内容は、学生の各種納付金の期限について関係部署との調整、入学金、授業料の減免措置、見舞金・不足物資の支援などの対応を行っている。また、保健室やスクールカウンセラーによる「心のケア」13件であった。今後マニュアルに対応を入れるために検討中が5件あった。

表 4-5 被災者に対する大学としての対応：初期の対応

回答校：59 校

初期の対応	件数	記載例
帰宅困難者対応	18	帰宅困難者への飲料水、毛布の提供
		職員の仮眠場所の確保、学生の宿舎のあっせん
		帰宅困難者は実習室のベッド等開放
		学生には帰宅を促すが、残りたい場合はボランティアを行わせる
		基本的には大学内にとどめ、状況を見て帰宅指示を出す
緊急避難場所の設置	13	学内の安全な施設を可能な限り提供
		備蓄してある食料、飲料水、毛布を提供
		指定の避難場所になっており、施設を帰宅難民や被災者に一時開放し、飲食・睡眠、休息、トイレなど応急処置として提供する
救護所・災害拠点病院	8	災害拠点病院として傷病者の受入を優先
		学生は災害医療を学んでおり、トリアージ訓練も受けている
		救護施設の設置指示と救護物資の支給
安否確認	7	職員、学生、留学生の安否確認
		災害対策本部が安否確認システムを作動させ、学内の人数を把握
災害対策本部の設置	4	災害対策本部が設置され、状況判断
		防災組織計画により、医療救護班、避難住民班が対応
		校庭に対策本部を設置する 直ちに災害対策本部を設置しその場の状況を判断、決定する 災害対策本部を立ち上げ、学長、学部長、事務局長などを中心に役割を遂行する

(複数回答)

表 4-6 被災者に対する大学としての対応：中長期の対応

回答校：59 校

中長期の対応	件数	記載例
経済的支援	16	学生の各種納付金の期限について関係部署と連絡調整
		入学金・授業料免除
		授業料減免措置
		見舞金・不足物資の支給
		緊急奨学金
被災状況調査	3	東日本大震災時は被災地に居住の学生に電話で安否確認
心のケア	13	カウンセリングを実施
		大学精神科にて専門的な支援を受ける
		スクールカウンセラー配置
検討中	5	今後の検討課題

(複数回答)

5) 東日本大震災からの学びとして、安否確認等についての修正項目について(表4-7・4-8)

東日本大震災からの学びを「マニュアルに盛り込んだ、あるいは修正した」大学は18校(16.8%)あり、「新たに作成した」大学は7校(6.5%)あった。また、具体的な「反映なし」と回答したのは22校(20.6%)あり、「無回答」は60校(56.1%)であった。

表4-7 マニュアルに東日本大震災の学びを盛り込む・修正の有無

項目	学校数
マニュアルに盛り込んだ、あるいは修正した	18 (16.8%)
新たに作成した	7 (6.5%)
具体的な反映なし	22 (20.6%)
無回答	60 (56.1%)

表4-8 マニュアルに東日本大震災の学びを盛り込む・修正の具体例

- ・勤務時間外の緊急参集体制について、より詳細な内容となるよう見直しを行った。
- ・災害規模の基準別体制一覧を作成し、マニュアルに盛り込んだ。
- ・「緊急メール配信システム」の登録率向上の方策を検討し向上した。
- ・安否確認マニュアルを作成。
- ・「危機対応マニュアル」の修正をした。より現実的な対応としての組織体制について修正した。
- ・大学内で死者を出さない。大学内の構成員に対し、適切な情報提供を行う。大学内の安全が確保されている場合、敷地各施設を避難所として提供する。
- ・帰宅困難となる学生の人数、宿泊可能となった場合の希望人数、隣接する病院へのボランティア参加の意思のアンケートを実施し、現状を把握し備蓄物品の確認を行う。

6) 考察

災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」などについてのシステム、あるいは共通認識できる取り決めが「ある」大学は74校(69.2%)、「現在作成中」16校(14.9%)であった。そのことは、回答のあった107校中ではあるが、84%もの大学が災害発生時の対応についての共通認識をすでに学内で持っているということであり、システム化された体制整備が進んでいることを裏付けるものと考えている。

大学から学生、教職員への「情報発信」は「登録されたメールアドレスへの一斉送信」であり、安否確認の方法としては「メールによる安全確認システム」を利用している。実習の場合においては「実習指導教員による確認・大学への報告」が多かった。しかし、自宅、海外にいる場合の安否確認についての対応まで取り決めされていないという大学も多かった。

被災者に対する大学としての対応の取り決めについては、初期の対応として「実習室のベッドを開放」「備蓄してある食料、飲料水、毛布の提供」「緊急避難場所として施設の提供」などの順で多かった。また、中長期の対応(経済的支援、心のケア)については、経済的支援として「入学金、授業料の免除、減免措置」などの対応がとられており、心のケアについては、「担任、保健室、スクールカウンセラーが行う」「心のケアサポートシステムによる対応」などの取り組みが行われていた。

全体として、災害発生時の「情報発信」・「安否確認」・「被災者対応」などの対応について8割以上の大学で学内におけるシステムの整備が行われており、災害発生時に大学としての取り決めがない場合でも、大学独自に可能な範囲で様々な行動をとっていた実態が明らかになった。

5. 災害時の組織体制

1) 組織体制の具体的な取り決めの有無 (表 5-1)

災害時の組織体制の具体的な取り決めに関して、自由記載を求めた。具体的な取り決め内容について記載のあった大学を「取り決めあり」、検討中と記載のあった大学を「検討中」として計上した。

その結果、災害時の組織体制について具体的な取り決めのある大学は、全体 (107 校) の約 8 割であり、設置主体別にみると、国立、公立、私立の順に、具体的な取り決めが成されている割合がやや高い傾向にあった。取り決めの内容は、各大学の危機管理等マニュアル、ガイドライン、学内規定等に記載がなされていた。

表 5-1 災害時の組織体制の具体的な取り決めの有無

状況	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
具体的な取り決めあり	83 (77.6%)	20 (83.3%)	19 (79.2%)	44 (74.6%)
具体的な取り決めなし	19 (17.8%)	4 (16.7%)	4 (16.7%)	11 (18.6%)
検討中	5 (4.7%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	4 (6.8%)
計	107	24	24	59

2) 組織体制の具体的な取り決めの内容 (表 5-2)

具体的な取り決め内容について記載のあった 83 校について、記載内容を「職員参集基準」「緊急連絡網」「災害対策本部の設置」「活動班の編制」の観点から、記載内容の特徴を整理した。

職員参集基準については、県内及び大学所在地の地震の震度を基準に、職員の参集基準や災害対策本部設置を規定している場合が多かった。緊急連絡網については、学生に対して、また教職員に対して、学部、学科、専攻、講座等の単位ごとに方法や順序の取り決めが成されていた。災害対策本部の設置については、地震の場合、震度 5 以上の場合に災害対策本部設置が決められていることが多く、全学及び各キャンパス、部局に災害対策本部がそれぞれ置かれていた。活動班の編制については、大学が一時避難場所や広域避難場所の指定を受けている場合も少なくなく、学生・職員の避難誘導や安否確認対応だけでなく、避難者や帰宅困難者等の市民への対応を含む多様な役割分担の下、活動班が編制されていた。

表 5-2 災害時の組織体制の具体的な取り決めの内容

項目	特徴	記載例
職員参集基準	<ul style="list-style-type: none"> ○県内及び大学所在地の地震の震度を基準に、職員の参集基準や災害対策本部設置を規定している場合が多い ○国立大は、事務職員、病院職員の参集基準は明確になっているが、教員はそれに準ずるかもしくは明確になっていない傾向がうかがえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職は参集基準あり (震度 6 弱以上の地震発生時には防災対策室スタッフ以外で各キャンパスに徒歩圏内 (半径 2km 以内) に住む職員は家族、家屋の安全確認後、速やかに出勤) ・全職員は東海地震予知情報発表または震度 6 弱以上の地震発生時に参集 (本部は震度 5 強以上、指定職員は 5 弱以上) ・大学所在地で震度 5 強以上の地震、それに類する災害発生時に教職員全員の出勤を原則とする ・県内震度 5 強の場合、基幹災害医療センターとしての役割を担うため病院関係職員参集 ・大学所在地震度 5 強の場合、自衛消防・防災隊が発足

		<ul style="list-style-type: none"> ・県内震度 6 強または理事長又は危機管理委員会が必要と認めた場合、災害対策本部が発足 ・地震の場合：「震度 4」以下の場合、事前配備（待機）、「震度 5 弱」以上の場合、災害対策本部設置（参集） ・火災発生及び地震（震度 5 以上）発生において、避難、緊急連絡、災害対策本部設置、各活動班の編成と主な活動内容と手順、帰宅困難者の避難場所準備対応までをフローチャートに示し、初動体制を取り決めている
緊急連絡網	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急連絡網は、学生に対して、また教職員に対して、学部、学科、専攻、講座等の単位ごとに方法や順序が取り決められている ○年度初めやメンバー変更のある度に更新し周知を図ることを取決めている大学もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部、学科、専攻が独自に作成 ・全学、各キャンパスの災害対策本部長、各部局の教職員、各講座が作成 ・危機管理委員会アドレスからメール発信。「震度 5 以上」の場合は、発信元アドレスに返信するルール（安否報告）。補助的なものとして、電話連絡網も提示 ・学生の安否確認フローを作成し、学科長、学生委員長、教務委員長、クラス担任、教員、事務の各役割を明示 ・年度初め及びメンバー変更のある都度、更新し、職員間で共有している
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の場合、震度 5 以上の場合に災害対策本部を設置する取り決めがなされていることが多い ○全学、及び各キャンパス、部局に災害対策本部が設置されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「震度 5 弱」以上の場合、災害対策本部設置（参集） ・大学所在地震度 5 強では自衛消防・防災隊が発足、県内震度 6 強では災害対策本部が発足 ・学長が本部を、病院長が副本部を設置 ・学長または部局長が本部を設置 ・本部長は学部長、副本部長は大学事務部副本部長（大学本部の非常時参集要員を兼ねる）、自衛消防隊長は学生委員長、本部要員は各教授、総務課長、学務課長、総務課参事、学務課参事
活動班の編制	<ul style="list-style-type: none"> ○大学が一時避難場所や広域避難場所の指定を受けている場合も少なくなく、学生・職員の避難誘導や安否確認対応だけでなく、避難者や帰宅困難者等の市民への対応を含む多様な役割分担の下、活動班が編制されている ○消防計画に基づく自衛消防組織を下にした活動編成を取っている大学も少なくない ○平常時の備えを含めて活動班体制を定めている大学もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学は、渉外広報班、避難住民対策班、物資対策班、安否班（学生・職員対策班）、施設対策班、救護衛生対策班を編成。部局は、対策室設置班、通報連絡班、被害状況確認班、職員対応班、学生対応班、研修生対応班、施設対応班、救護衛生班を編成 ・指示部門（本部長、指揮総括責任者）と実働部門（避難誘導班、情報収集班、自衛消防班、応急救護班・衛生管理班、非常持ち出し班、ボランティア班、給食班・帰宅困難者支援班）で組織 ・危機管理委員会の下に、防災小委員会を置き、防災訓練実施、備蓄品購入・管理、広報活動を行う。災害時は学長の指示の下、危機管理委員会メンバーを中心に事務局長の合図で行動開始 ・災害対策本部、救護班、学生の安否確認班、避難誘導班、応急復旧班、安全点検・消火班などアクションカードに役割、指揮手続等を明記 ・消防計画に規定された自衛消防本部及び自衛消防隊を基本とした体制をとる。併せて本部との連携を密にする。 ・消防計画に定めており、隊長・副隊長の下、指揮係、通報連絡係、避難誘導係、消火係、搬出係を配置 ・防火防災管理委員会により、通報連絡班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を編成

3) 考察

本調査により、約80%の大学が災害時の組織体制について「職員参集基準」「緊急連絡網」「災害対策本部の設置」「活動班の編制」の点から、具体的な取り決めをしており、各大学の危機管理等マニュアル、ガイドライン、学内規定等に記載がなされていることが確認できた。

取り決めは詳細に検討されている場合が多かったが、これらが実効性のあるものとなるには、平常時からの教職員及び学生への理解の浸透と訓練が重要であることが示唆された。平常時の備えを担う活動班を含め、活動班を編成している大学もあり、そのような体制は、取り決めを実効性のあるものとしていくうえで参考になると考えられる。また学生及び教職員の安全確保だけでなく、大学が一時避難所や広域避難所に指定されている場合もあることから、避難者や帰宅困難者への対応までも含む、災害時の活動編成の重要性が示唆された。

6. 今年度または次年度、防災の充実や備蓄に対する予算措置の内容と予算規模

1) 予算措置の有無（表 6-1）

予算措置の内容について記載のあった大学を「予算措置あり」、検討中と記載のあった大学を「検討中」として計上した。その結果、予算措置のある大学は全体の約3割であった。私立大はその約4割に予算措置があると回答しており、検討中も約2割あり、国立大や公立大よりも、予算措置のある大学及び検討中の大学が多い傾向にあった。

表 6-1 予算措置の有無の状況

状況	大学数	設置主体別内訳		
		国立大学	公立大学	私立大学
予算措置あり	33 (30.8%)	5 (20.8%)	5 (20.8%)	23 (39.0%)
なし	59 (55.1%)	18 (75.0%)	19 (79.2%)	22 (37.3%)
検討中	15 (14.0%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	14 (23.7%)
計	107	24	24	59

2) 予算措置の内容と予算規模（表 6-2）

予算措置の内容は、備蓄品（飲料・食料等）、設備（防災備蓄倉庫等）、システム構築（安否確認システム等）、その他（ポケットマニュアル作成等）であった。予算規模は大学によって差がある傾向にあった。

表 6-2 予算措置の内容と予算規模

項目	内容	金額
備蓄品 (27校)	飲料・食料、ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、担架、簡易トイレ等	10万円～800万円（※金額記載のあった17校） （内訳） ┌10万円 3校 ├～50万円以下 4校 ├～100万円以下 3校 ├～200万円以下 3校 ├～400万円以下 3校 └～800万円以下 1校
設備（11校）	防災備蓄倉庫、ガラス飛散防止フィルム設置工事、緊急地震速報受信機の設置、発電機、災害用造水機、電源確保のためのハイブリット車の購入	640万円～2,000万円（※金額記載のあった3校）
システム構築 (4校)	安否確認システム、生協と食料や衛生用品等についての災害時優先提供の協定締結	30万円～55万円（※金額記載のあった2校）
その他（2校）	防災ポケットマニュアル作成、海外渡航時の保険料	12万円（※金額記載のあった1校）

3) 考察

防災の充実や備蓄に対する予算措置のある大学は全体の約3割に留まり、かつ予算規模は大学によって差のあることが確認できた。今回の調査では、備蓄や設備について、大学単位、キャンパス単位、部局単位などのどのレベルで、どの範囲のものを充実させたらよいかについて実態や意見を求めることはできなかったが、今後は、そうした点において、さらなる検討が必要と示唆された。

7. 災害発生時や備えに対するその他の情報提供

1) その他の情報（表 7-1）

「災害発生時、あるいはそれに備えることとして、大学がマニュアルなどで取り決めていること」についてさらに情報提供を自由記載で求めた。その結果 42 校より回答があり、記載内容は、その性質から 7 分類でき、連携・協働・交流（災害時の大学間連携、附属病院間連携、自治体や市民等）、学生教育（年度当初のガイダンス、必修の教養科目の活用）、訓練（防災訓練参加）、学生・教員のボランティア活動、地域の避難場所としての指定、県内の防災力向上への協力、その他であった。

表 7-1 災害発生時や備えに対するその他の情報提供として記載されていた内容

項目	記載例
連携・協働・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・東海・北陸地区の国立大学法人と相互に連携協力する事を検討 ・県と大学等高等教育機関による支援協力に関する協定の締結 ・近畿・中部地区における国立大学附属病院の「災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定」締結 ・大学病院、大学関連病院、自治体、地域自主防災組織との連携で、地域災害支援活動を長年にわたり継続 ・防災・減災教育分野での他校間交流
学生教育	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の年度始めのガイダンス時に災害に関する指導・確認を実施 ・新生オリエンテーションガイドに災害時の対策についての項目を掲載し、説明を実施 ・全学的に 1 年次生に必修科目「教養入門」で災害対策、支援について授業を実施 ・防災士の資格取得の奨励
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・大学病院での防災訓練に毎年参加
学生・教員のボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への災害時ボランティアの派遣 ・学生による災害・防災ボランティア組織結成と活動への支援 ・災害発生時の大学病院へのボランティアを検討
地域の避難場所としての指定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一時避難場所としての指定 ・地域の広域避難場所としての指定 ・自治体と災害時の帰宅困難者支援施設設置運営協議会との連携
県内の防災力向上への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発のための講座、研究会等の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP（事業継続計画）の策定

2) 考察

自由記載の内容から、今後の防災や災害時対応に対して、大学病院や自治体との連携、県内あるいは近隣の大学同士あるいは関連機関同士が連携する方策を充実させることや、学生教育を充実させること、さらには災害時の学生・教員のボランティア活動、県内の防災行政や防災力向上への寄与など、大学が防災や災害時対応に対して機動力を確保し、多面的に役割遂行できるよう、更に体制を充実させる必要性のあることが示唆された。

III まとめ

以上、各大学における防災に対する考え方や既存の防災マニュアルに記載されていることを中心に防災体制や具体的な取り組みについて報告した。ここに示されるように、防災に関わる取り組みは、それぞれの大学自体の方針や実施規模によって多様であり、その内容は多岐にわたっていたが、看護系大学の備えるべき事項として参考になるような貴重な資料をご提供いただいたものとする。今後、各大学が行う体制づくりや具体的な企画を行う際に活用していただければ幸いである。本委員会もこの調査結果をもとに、防災マニュアル指針を作成していく予定である。

最後に、このような詳細な調査項目に対してのご回答や貴重な資料をご提供いただきました会員校の関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

<調査にご協力をいただきました会員校の一覧>

秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻	杏林大学保健学部看護学科
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻	熊本保健科学大学保健科学部看護学科
大分大学医学部看護学科	久留米大学医学部看護学科
岐阜大学医学部看護学科	広島文化学園大学看護学部看護学科
九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学専攻	慶應義塾大学看護医療学部看護学科
群馬大学大学院保健学研究科	埼玉医科大学保健医療学部看護学科
高知大学医学部看護学科	自治医科大学看護学部看護学科
佐賀大学医学部看護学科	関西看護医療大学看護学部看護学科
滋賀医科大学医学部看護学科	昭和大学保健医療学部看護学科
島根大学医学部看護学科	聖母大学看護学部看護学科
信州大学医学部保健学科看護学専攻	聖マリア学院大学看護学部看護学科
千葉大学大学院看護学研究科	聖隷クリストファー大学看護学部看護学科
東京大学医学部健康総合科学科	聖路加看護大学看護学部看護学科
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻	園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科
富山大学医学部看護学科	中部大学生命健康科学部保健看護学科
長崎大学医学部保健学科看護学専攻	帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科
名古屋大学大学院医学系研究科看護学専攻	東海大学健康科学部看護学科
浜松医科大学医学部看護学科	東京医療保健大学医療保健学部看護学科
弘前大学大学院保健学研究科	東京慈恵会医科大学医学部看護学科
北海道大学大学院保健科学研究院	東北福祉大学健康科学部保健看護学科
三重大学医学部看護学科	新潟青陵大学看護福祉心理学部看護学科
山形大学医学部看護学科	日本赤十字看護大学看護学部看護学科
山梨大学大学院医学工学総合研究部看護学専攻	日本赤十字九州国際看護大学看護学部看護学科
琉球大学医学部保健学科	兵庫大学健康科学部看護学科
愛知県立大学看護学部看護学科	広島国際大学看護学部看護学科
青森県立保健大学	武蔵野大学看護学部看護学科
石川県立看護大学看護学部看護学科	明治国際医療大学看護学部看護学科
大分県立看護科学大学看護学部看護学科	四日市看護医療大学
沖縄県立看護大学	つくば国際大学医療保健学部看護学科
香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科	獨協医科大学看護学部看護学科
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科	淑徳大学看護栄養学部看護学科
岐阜県立看護大学看護学部看護学科	秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科
群馬県立県民健康科学大学看護学部看護学科	福岡女学院看護大学看護学部看護学科
長崎県立大学看護栄養学部看護学科	佐久大学看護学部看護学科
県立広島大学保健福祉学部看護学科	関西医療大学

<（続き）調査にご協力をいただきました会員校の一覧>

高知県立大学看護学部看護学科	西武文理大学
神戸市看護大学看護学部看護学科	豊橋創造大学
奈良県立医科大学医学部看護学科	日本赤十字秋田看護大学
兵庫県立大学看護学部看護学科	弘前医療福祉大学
福井県立大学看護福祉学部看護学科	順天堂大学保健看護学部看護学科
三重県立看護大学看護学部看護学科	相山女学園大学看護学部看護学科
宮城大学看護学部看護学科	宝塚大学看護学部看護学科
宮崎県立看護大学看護学部看護学科	純真学園大学保健医療学部看護学科
公立大学法人山形県立保健医療大学 保健医療学部 看護学科	聖泉大学看護学部看護学科
横浜市立大学医学部看護学科	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科
千葉県立保健医療大学	了徳寺大学健康科学部看護学科
島根県立大学 看護学部 看護学科	城西国際大学
愛知医科大学看護学部看護学科	帝京科学大学
関西福祉大学看護学部看護学科	天理医療大学
北里大学看護学部看護学科	日本医療科学大学
九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科	佛教大学
京都橘大学看護学部看護学科	国立看護大学校

（会員校コード番号順：掲載希望校のみ）

日本看護系大学協議会

防災マニュアル指針 2013



一般社団法人 日本看護系大学協議会

災害支援対策委員会

(平成 26 年 3 月)

「防災マニュアル指針 2013」の発刊にあたって

一般社団法人
日本看護系大学協議会
代表理事 片田 範子
災害支援対策委員会
委員長 山口 桂子

東日本大震災から早くも3年有余の歳月が流れました。

今なお、震災前の生活に戻れない方々に対するご支援がままならないもどかしさを携えながらも、今後、さらに予測されるさまざまな災害への備えを視野に入れた活動が求められています。

本協議会では、災害支援対策委員会を中心として、直接的に災害支援活動を行う各大学に対する支援事業を行ってきましたが、一方では、各大学の備えの現状を見直し、看護系大学としての防災体制を充実させていくための提案を旨として活動を継続してまいりました。

その一環として、平成24年度に会員校を対象としての防災体制の実態に関する調査を実施し、別途、報告書としてまとめましたが、設置主体や大学における看護学部の位置づけなど、さまざまな背景の違いによって、防災への意識や備えも大きく異なっていることが明らかになりました。

そこで、平成25年度はその調査をもとに、看護系大学としての基本的な防災方針についての本協議会の考え方を、「一般社団法人日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針 2013」としてご提案させていただくことになりました。

本指針では、「Ⅰ 平常時の体制」「Ⅱ 発災時の対応」に分けてそれぞれの備えについての考え方や具体的視点をまとめたほか、Ⅲとして、本協議会の災害支援の方針についても掲載しました。また、本文中にはいくつかの具体例を提示しましたが、それらは、前年度の調査において各校から寄せられた、実際に行われている防災対策の推奨例であり、他の大学においても参考にさせていただきたいという思いから掲載いたしました。さらに、日常的に防災に関する情報提供を行なっている会員校のホームページなどについてもご紹介をさせていただきました。

自然は、私たちの豊かな時を支えてくれる反面、時として、人間の知恵や予想をはるかに超えて生活を脅かすことが間々あります。ここにお示しする指針が、古くから言い伝えられる「備えあれば憂いなし」に近づく一助となれば幸いです。

本指針発刊にあたり、ご協力をいただきました会員校のご担当者の皆様方に深く感謝いたします。

平成26年3月

目次

I 平常時の体制

1. 地域防災計画に基づく防災対応計画	1
1) 地震等被害想定 of 把握	1
(1) 地域防災計画による被害想定 of 把握	
(2) 過去の災害履歴 of 把握	
2) 防災対応計画 of 立案	1
(1) 防災対応計画 of 方針 of 明確化	
(2) 防災マニュアル of 作成と周知	
(3) キャンパス内 of 建物・機器類 of 損壊, 機能不全状況 of 確認	
2. 備蓄	3
1) 備蓄品	3
(1) 大学・学部・学科としての備蓄品 (推奨)	
(2) 看護学部 (学科) としての備蓄品 (推奨)	
(3) 学生および教職員個々 of 備蓄品 (推奨)	
2) 備蓄に関する具体事例 (推奨)	4
3. 防災・減災教育	5
1) 目的	5
2) 方法・内容	5
(1) 災害看護に関する導入教育 of 実施	
(2) 安否確認に関する備え (学生)	

(3)安否確認に関する備え（教職員）

(4)教育内容：災害、防災・減災に関する基本的知識と技術の習得

4. 防災訓練	7
1) 災害の種類と被害想定	7
2) 訓練の種類と内容	7
(1)安否確認訓練	
(2)情報伝達訓練	
(3)避難訓練	
(4)避難所・避難スペース設置訓練（帰宅困難，地域住民の避難等）	
(5)救護訓練（BLS，応急手当，トリアージ，搬送等）	
(6)消火訓練	
3) 備蓄品や設備の確認（防災訓練時の点検・整備）	9

Ⅱ 発災時の対応

1. 災害時の組織体制づくり	10
1) 職員の参集	10
2) 災害対策本部の設置	10
3) 災害対応拠点及び統括者の設置	11
4) 指揮命令系統及び手段の明確化	11
5) 災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点	11
6) 災害対策本部，災害対応拠点の整備	12

2. 被災への対応	12
1) 建物・機器類の損壊，機能不全状況の確認と対応	12
(1)被災後の大学構内全体の確認と対応	
(2)看護学演習室の確認と対応	
2) 安否の確認	13
(1)学内（授業中）の場合	
(2)学外（実習中）の場合	
(3)自宅または国内の外出先の場合(安否確認・安否報告)	
(4)海外にいる場合(安否確認・安否報告)	
3) 大学からの情報配信・情報共有の方法	16
4) 被災者（学生・教職員）への大学としての対応	16
(1)初期の対応	
(2)中長期の被災学生への対応	

Ⅲ 日本看護系大学協議会が行う災害支援

1. 平常時の準備体制	18
1) 日本看護系大学協議会の災害支援の基本方針	18
(1)対応する組織	
(2)支援を行う災害の状況	
2) 各看護系大学が行う災害準備への支援	18
(1)各大学への防災マニュアル指針の提示と情報提供	
(2)大学間連携における相互支援に関する推奨事項	

2. 発災時の対応	19
1) 被害状況の把握	19
2) 支援組織の体制づくり	19

参考情報：災害に関する情報を入手できるサイト	20
------------------------------	----

I 平常時の体制

1. 地域防災計画に基づく防災対応計画

1) 地震等被害想定の把握

(1) 地域防災計画による被害想定 of 把握

大学（キャンパス）の所在地の自治体による地域防災計画に基づき、想定される地震、風水害等の規模及び被害状況を把握し、それらを踏まえ、防災対応計画を立案する。

(2) 過去の災害履歴の把握

大学（キャンパス）の所在地及び周辺地域において、過去にどのような地震、風水害等の災害があり、どのような被害があったのかについて把握し、対策の参考にする。

2) 防災対応計画の立案

(1) 防災対応計画の方針の明確化

① 災害に強い大学（キャンパス）づくり

大学（キャンパス）としての防災対応計画の理念及び基本目標を明記する。学生や教職員の生命・安全を守り、生活への影響を最小限に抑えると共に、大学の機能である教育研究への被害が最小限となるよう、災害時の対応について、学生や教職員の一人ひとりが主体的に考え（自助）、協力し合い（共助）、大学当局、行政・地域とも連携して（公助）、災害に強い大学（キャンパス）づくりを進めていくことができるようにする。

② 災害対応資源としての大学（キャンパス）づくり

災害時には大学が地域の一次避難所に指定されている場合も少なくないこと、さらに青年期・壮年期の比較的健康度の高い人々から構成されている大学は、災害時に被災者への支援者になり得る存在であることから、災害対応資源としての観点から、大学（キャンパス）づくりを進めていくことができるようにする。

③平常時からの災害対策部会の設置

平常時から、災害対策部会等（災害時の組織体制やマニュアルの検討を行う部会）を組織内に設置し、体制や機能面について点検し、防災対応計画の充実が図れるようにする。なお、防災対応計画は、大学、キャンパス、学部、学科（専攻）、講座ごとに、それぞれの扱う範囲を明確にし、それぞれの立場から対応計画を設定しておくことが望ましい。

(2)防災マニュアルの作成と周知

災害時の組織体制は、大学の危機管理等マニュアル、ガイドライン、学内規程等にあらかじめ定めておく。また携帯ポケットガイドなどを別途作成し、非常時にすぐに活用できるようにしておく。

(3)キャンパス内の建物・機器類の損壊、機能不全状況の確認

①担当者の取り決め

総務担当部署と協議しながら、平常時にキャンパス内の「建物・機器類の損壊、機能不全状況の確認・対応」の担当者を決めておく。担当者の決定にあたっては、当該者の不在等を考慮した上での役割の明確化を図るため、主担当、副担当、予備担当等のチームとして組む。また、状況の混乱等で担当者がいない場合であっても、「建物・機器類の損壊、機能不全状況の確認・対応」ができるよう、確認内容を平常時に学内の教職員全体に周知しておく。

②大学または各キャンパス内の危険物リストの作成

総務担当部署に毎年届け出ることとなっている「消防法に規定する物品、毒物及び劇物取締法に規定する物品、火薬類取締法に規定する物品」のリストの整備を図る。リストは危険物が置いてある場所ごとのリストも作成しておく。また、危険物リストにある薬品等が漏れ出した場合の対処方法が分かるマニュアルを作成する。対処方法は危険物が置いてある場所の近くで閲覧できるようにしておく。また、対処に必要な手袋等の物品も一緒に置いておく。

2. 備蓄

災害に備えての備蓄については大学組織として検討し、備えを充実させることを前提に考えて、整える必要がある。

具体的には次の要件をもとに検討し、備えることを推奨する。

- ・大学として災害時における被害時の想定および対応に関連した備蓄
- ・大学と地域との間における災害時の役割や応援体制に関連した備蓄
- ・大学組織における看護学部（学科）としての役割に関連した備蓄
- ・上記における備蓄と予算の確保

尚、備蓄とは「災害に備え蓄えておくことおよび物」として言及する。

1) 備蓄品

学部・学科で備蓄をしておく場所あるいは備蓄倉庫を分かりやすい場所に設け、案内・表示をする。また、備蓄の場所および鍵の管理方法を明記し、教職員の誰もが活用できる方法とする。

(1) 大学・学部・学科としての備蓄品(推奨)

1. 救出救助用具：安全靴，ヘルメット，軍手，工具セット
2. 照明，情報機材：ラジオ付きライト（手動），メガホン，拡声器，トランシーバー，ハンドマイク，電池，LED等
3. 搬送・輸送：担架，簡易ストレッチャー（台車・リヤカー等）
4. 寝具用品：レスキューシート，寝袋
5. トイレ対策用品：簡易トイレ，ビニール袋，便袋，バケツ
6. 飲料水・食料：サバイバルフード，保存飲料水
7. 自炊・炊き出し用品：携帯式カセットコンロ，調理用具（できるだけディスポ製品）
8. その他・便利品：レジ袋，バケツ，新聞紙

(2) 看護学部（学科）としての備蓄品(推奨)

1. 応急セット・救急BOX
2. 生理用品
3. 感染対策用品：マスク類，グローブ（ディスポ製品）
4. 実習室の活用と備品の整備（ベッド，リネン類，タオル類）

(3) 学生および教職員個々の備蓄品(推奨)

実習先・通学通勤途中・帰宅指示後などの場合に、徒歩で被災地から移動することを想定した備えとする。コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどは、発災後は人々が殺到し、商品がすぐに底をつくことが予測されるため、入手できない状況を認識し備えておくことが必要である(下の写真参照)。



1. 手動式ライト&ホイッスル：写真①バック内に携行可能。停電時に活用
2. 飲料水（ペットボトル）：写真②5年間保存水
3. 非常食（チョコレート、ビスケット類、飴 等）：写真③5年間保存食
4. 使い捨て下着・生理用品：写真④通常の下着でもよい
5. 保温・毛布：写真⑤例示のアルミブランケットの収納サイズは往復葉書大
6. その他：防災対応フローシート（カード形式）、レジ袋（トイレ用、その他）、ハザードマップなど

*収納袋・ポーチ：下着、生理用ナプキン、ウェットティッシュ、飴・チョコ、化粧水、歯ブラシ等をセットして常備しておくとい

2) 備蓄に関する具体事例(推奨)

例 1 新入生に5年間有効の保存水・保存食のセットを配布し、ロッカー内保存などで自己管理とする。卒業時には持ち帰らせる。予算は父母会・同窓会などと検討。

例 2 防災訓練時に学生個々の備品整備状況の点検・入れ替えを指導する。

例 3 備蓄品の管理・運用について担当者を決め、防災訓練とともに必ず点検する。(カセットコンロ、調理用具などは大学祭、炊き出し訓練などで使用し、補充する)

3. 防災・減災教育

1) 目的

- (1) 災害や災害対策に関する意識を高める。
- (2) 災害時に、自ら考えて判断し、行動するための知識と技術を習得する。

2) 方法・内容

(1) 災害看護に関する導入教育の実施

災害看護に関する必修科目を設定するなど学生を対象とした導入教育を実施する。初年次導入教育や教養科目において、災害や防災・減災に関する科目を必修としている大学もある。災害看護学関連の授業を充実していくことが望ましい。

(2) 安否確認に関する備え（学生）

学生においては日常的に自身の体調管理を心がけると共に、不測の事態に見舞われた際には必ず大学に安否等の報告を行う。海外研修等、学外での学習時には特に留意する。そのためには、日頃より、学生間および教職員との緊急連絡体制を築いておくことが望ましい。また、防災訓練等を活用して定期的に確認・理解する。

(3) 安否確認に関する備え（教職員）

教職員においても、学生と同様、日常的に学生や教職員間の緊急連絡体制について検討し、自身の体調管理に心がけると共に不測の事態における報告・連絡・相談について取り決めておく。また、防災訓練等を活用して定期的に確認・理解する。

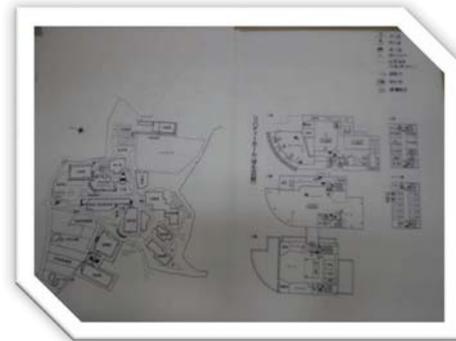
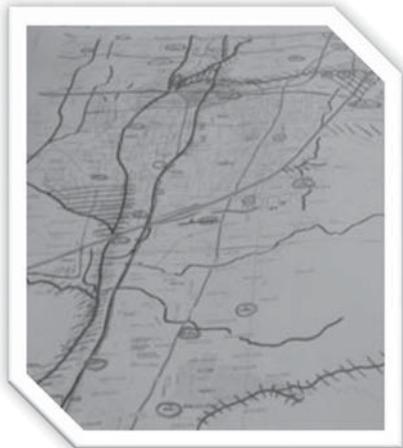
(4) 教育内容：災害、防災・減災に関する基本的知識と技術の習得

①災害とは、災害サイクルとは

②大学が立地する地域における過去の災害履歴（地質的・歴史的背景等を含む）

- ・過去や現在の地図を用いて、地域アセスメントを実施するなどが有効。
- ・大学の所在地域の災害や災害対策に関する状況を把握する。

- ・ 地区踏査や自治体のハザードマップ等を参考に、防災マップ等を作成する（写真）。



写真は学生による防災・減災マップづくりの様子。大学と大学が立地する地域のマップを作成した。

③学生の防災訓練・安否確認訓練への参加を推奨

④大学における災害時の危機管理体制

- ・ 初動対応，初動体制の確認
- ・ 災害対策本部の設置と役割（大学と地域，関係諸機関との連携を含む）
- ・ 防災体制の問題点の抽出，防災体制における対応行動の取得（教職員の役割内容確認，火元責任者等の役割確認）
- ・ 緊急時連絡体制（関係諸機関，大学内各部署間，教職員間等）
- ・ 緊急地震速報の活用
- ・ 備蓄品や避難生活の必需品準備
- ・ 二次災害防止に向けた対策と訓練の実施
- ・ 避難所・避難スペース（帰宅困難，地域住民の避難等）としての大学の役割

⑤BLS・応急手当方法（市民レベルは必須とする）

⑥トリアージ・搬送方法・救護方法等

⑦その他、各大学の特色に応じた内容例

<参考例>

- ・コードブルーマニュアルの作成
- ・消防署による防災についての講演
- ・災害で被災した教員の講演
- ・起震車体験
- ・防災広報活動

4. 防災訓練

防災訓練は防災・減災教育の重要な機会である。

1) 災害の種類と被害想定

3. 防災・減災教育を踏まえて、各大学の特色を踏まえた発災を想定した具体的なシミュレーション（災害の種類、被害想定、安否確認、授業再開までのスケジュールリング等含む）を作成し、防災訓練計画を立案する。ただし、想定はあくまでも想定である。想定を信じ込まないことが想定外に対応できる判断力・行動力につながる。

<災害の種類と被害想定内容の参考例>

【災害の種類】地震、津波、水害、火災、放射線被曝など

【被害想定】火災、地震の規模、震度、揺れの長さ、耐震化や備品等固定の状況を踏まえる、ガラス飛散、建物の損壊・倒壊、落下物、負傷者、ライフライン、避難困難、交通機関、津波、河川の堤防決壊、被害なし

2) 訓練の種類と内容

(1) 安否確認訓練

安否確認訓練は、緊急連絡網の定期的な見直しを含む確認の機会となるため、各大学の状況を踏まえて現実的な訓練となるように実施する。また、講義・演習・実習・海外研修等といった授業の種類に対応した具体的な安否確認方法について検討しておく。

＜安否確認訓練に含める内容の参考例＞

学生点呼訓練，安否確認システムの訓練，未避難者の有無の確認をいかにスムーズに行えるか，教員間の連絡体制の確認，緊急連絡網の確認

(2) 情報伝達訓練

安否確認訓練と同様，情報伝達訓練は，関係機関との連携や連絡方法等の確認の機会となる。各大学の状況を踏まえて現実的な訓練となるように実施する。

＜情報伝達訓練に含める内容の参考例＞

非常放送の実施，被害状況の確認・報告，緊急ネットワークの使用，関係機関への報告，通報訓練，災害対策本部と各部署との連絡手段の確認，緊急時連絡訓練，緊急連絡網の確認，トランシーバー等の連絡機器を用いた実施

(3) 避難訓練

防災マップ等を踏まえ，各大学の特色に応じた避難訓練を実施する。

＜避難訓練に含める内容の参考例＞

- ①避難に関する意識の向上と適切な行動に向けて
 - ・避難時の心得習得(自己・他者の安全確保)
 - ・避難経路や避難方法，避難場所の確認
 - ・避難行動の分析
 - ・震災発生直後からの数日後の帰宅誘導までの防災行動の把握
- ②災害の種類と被害想定を踏まえた避難訓練
 - ・夜間・昼間を想定，地震，津波，水害，火災を想定
 - ・エレベーターの閉じ込め事故
- ③避難訓練の対象者
 - ・全学一斉，または学部（学科）ごと
 - ・教職員：施設内の自衛消防組織
 - ・学生：新入生，学年別，講義中の指導教員による学生の避難誘導等
 - ・学生・教職員・地域住民対象の学外指定地域への避難訓練

(4) 避難所・避難スペース設置訓練（帰宅困難，地域住民の避難等）

例) 地域住民が着の身着のまま避難してきている想定

(5) 救護訓練（BLS，応急手当，トリアージ，搬送等）

例) 災害時救護活動の基礎的能力の理解，地震の発生から負傷者の救護までの総合的な訓練，救護活動訓練，BLS訓練，搬送法訓練，移送に介助が必要な人がいるという想定，トリアージ訓練(災害基幹病院との合同で行う例もみられる)，トリアージモデル経験

(6) 消火訓練

例) 初期消火，消火器の使用方法を確認，消火設備の使用方法の習得，消防隊と協力した訓練，煙体験

3) 備蓄品や設備の確認（防災訓練時の点検・整備）

例) 避難設備，AED や避難器具の使用方法の確認・実施，学内所有の備品周知，新規採用職員を対象とした防災設備等のオリエンテーション

Ⅱ 発災時の対応

1. 災害時の組織体制づくり

災害発生時に、迅速かつ適切な対応を組織的に行うために、災害時の組織体制を明確にしておく必要がある。組織体制は、大学本部のほか、キャンパス、学部、学科（専攻）、講座ごとに明確にしておく。

以下に、職員の参集、災害対策本部の設置、災害対応拠点及び統括者の設置、指揮命令系統及び手段の明確化、災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点、災害対策本部、災害対応拠点の整備、災害時の組織体制の周知の点から述べる。

1) 職員の参集

災害発生の前駆段階及び災害発生時における教職員の参集基準を明確にしておく。

2) 災害対策本部の設置

発災時における災害対策本部（設置場所）及び組織の設置基準を明確にしておく。

＜各大学が定めている基準の参考例＞

例 1 地震の場合：「震度 4」以下の場合、事前配備（待機）、「震度 5 弱」以上の場合、災害対策

例 2 震度 6 弱以上の地震発生時には各キャンパスに徒歩圏内（半径 2 km 以内）に住む職員は家族、家屋の安全確認後、速やかに出勤する

例 3 全職員は震度 6 弱以上の地震発生時に参集（本部は震度 5 強以上、指定職員は 5 弱以上）

例 4 大学所在地で震度 5 強以上の地震、それに類する災害発生時に教職員全員の出勤を原則

3) 災害対応拠点及び統括者の設置

キャンパス，学部，学科（専攻），講座ごとに，拠点及び統括者を明確にしておく。

＜参考例＞

拠点の本部長は学部長，副本部長は大学事務部副部長（大学本部の非常時参集要員を兼ねる），自衛消防隊長は学生委員長，本部要員は各教授，総務課長，学務課長，総務課参事，学務課

4) 指揮命令系統及び手段の明確化

大学本部，キャンパス，学部（研究科），学科・専攻，講座の各拠点への命令・報告のライン及び命令・報告の手段を明確にしておく。

5) 災害対応拠点における活動班の編成・役割：災害対応拠点

キャンパス，学部，学科（専攻），講座ごとに教職員の役割（活動）を明確にしておく。

＜各大学が定めている基準の参考例＞

例 1 大学本部及び各部局それぞれに，本部長，本部員（副本部長，本部長補佐・情報集約担当員，連絡担当員），災害支援班（渉外広報班，避難住民対策班，物資対策班，学生・職員対応班，施設対策班，救護衛生対策班）を設置

例 2 大学本部の組織編成とは別に，各部局では，対策室設置班，通報連絡班，被害状況確認班，職員対応班，学生対応班，研修生対応班，施設対応班，救護衛生班を編成

例 3 指示部門（本部長，指揮総括責任者）と実働部門（避難誘導班，情報収集班，自衛消防班，応急救護班・衛生管理班，非常持ち出し班，ボランティア班，給食班・帰宅困難者支援班）で組織

例 4 災害対策本部，救護班，学生の安否確認班，避難誘導班，応急復旧班，安全点検・消火班を設置

例 5 隊長・副隊長の下，指揮係，通報連絡係，避難誘導係，消火係，搬出係を配置

例 6 防火防災管理委員会により，通報連絡班，避難誘導班，安全防護班，応急救護班を編成

6) 災害対策本部, 災害対応拠点の整備

災害対策本部, 災害対応拠点に整備すべき設備・備品, システムを明確にし, 整備しておく。

＜災害対策本部における備品の参考例＞

無線機（据え置き・携帯）, 電話機, テレビ, ラジオ, パソコン, プリンター, ホワイトボード, 地図（施設図面, 構内, 大学周辺等）, 筆記用具, 模造紙, 電卓, マニュアル, 名簿（学生・教職員・研修生）, 腕章, ヘルメット, 防寒着, 投光器, コードリール, 懐中電灯, 拡声器, プラカード, カメラ, 救護用品等

2. 被災への対応

1) 建物・機器類の損壊, 機能不全状況の確認と対応

(1) 被災後の大学構内全体の確認と対応

あらかじめ決められた方法に従って, 敷地内及び建物全体の安全性やインフラ, 危険物リストの対象物について, 系統的な確認と対応を行う。

①構内を巡視し, 障害物の有無, 危険箇所の確認を行い, 必要に応じて片付けと危険箇所への立ち入り禁止措置等の安全策を講じる。

例) 地割, 地面の液状化現象, 電柱や樹木等の倒壊, 建物の倒壊, 構内の橋梁の損壊, 建物内の壁や柱の損壊, 窓の損壊とガラスの散乱, 水道設備の損壊・漏水, 電気設備の損壊・停電・漏電, 室内の棚・机・椅子の倒壊, IT 機器類の損壊・漏電, 危険物の漏出

②浸水等により施設内が汚染された場合には, 清掃と防疫薬剤の散布など, 衛生管理に必要な措置を講ずる。

③電気, ガス, 水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。電気系統に浸水被害がある場合には専門業者による点検で安全を確認するまでは, 通電, 作動を行わないように注意する。ガス, 水道も配管の漏れ点検調査後に使用する。

④重油, 灯油や薬品など危険物の漏れ出しがないか確認する。危険物リストにある薬品等については入念に確認する。

⑤施設に異常が認められる場合には、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う。

⑥被害状況の確認・対応にあたっては、担当者の安全を確保するために、長袖の上着と厚手のゴム手袋の着用、落下物に備えてのヘルメットの装着、足元の安全のための安全靴の使用などを遵守する。

(2) 看護学演習室の確認と対応

看護学教育の演習室について、(1)の項目に合わせた細部の確認・対応を行う。

①について；演習室内の壁・柱の倒壊、窓の損壊とガラスの散乱、備品等の倒壊の状況を確認する。棚上の荷物の落下、棚内のガラス製品の破損についても確認する。

④について；演習室内の危険物リストの薬品等の漏れ出しがないか確認する。漏れ出し等があった場合は、対処方法に従って処理する。

⑥について；医療機器類の安全性の確認を行う。

2) 安否の確認

(1) 学内（授業中）の場合

① 学生（学部生・大学院生）

<避難>

- ・学生は地震等が発生した場合、大学側の指示に従って避難に備える。
- ・大学の指示に従い、指定の避難場所へ避難を開始する。
- ・避難時エレベーター等は使用せず、仲間と協力し声をかけながら避難する。
- ・避難した後は、大学の指示に従って行動する。

<安否報告>

- ・学内指定避難場所に避難した後、教職員等に報告する。また、被災状況により教職員による安否確認ができない場合は、避難が終了し、身の安全が確保した後に、事前に大学から示されている通信手段、または利用可能な通信手段を利用して安否の報告をする。
- ・大学からの一斉メールを受信した後、速やかに返信して状況を伝える。

②教職員

<避難誘導>

- ・教職員は地震等が発生した場合，速やかに火器類の安全措置を講じ，避難に備える。
- ・授業中において，災害対策本部から避難指示があった場合，または避難が必要と判断した場合，授業を中断し学生を学内指定避難場所に避難誘導する。また，図書館等学内にいる学生，外来者にも指定の避難場所に避難するよう誘導する。

<安否確認>

- ・学生を指定避難場所に誘導した後，安否を確認する。

<参考例>

- ・学生同士によるグループ点呼
- ・授業出席確認システムの災害時安否確認への転用
- ・災害時伝言ダイヤル等の周知徹底（学年ごとのオリエンテーション時）と活用

(2)学外（実習中）の場合

① 学生（学部生・大学院生）

<避難>

- ・実習オリエンテーション時に実習施設の避難場所を確認する。
- ・学生は地震等が発生した場合，教員，または実習施設の指示に従って避難に備える。
- ・避難する場合は，教員もしくは実習施設の指示に従い避難する。
- ・避難した後は，教員，もしくは実習施設の指示に従って行動する。

<安否報告>

- ・教員，実習施設の責任者に報告し指示に従う。
- ・実習施設に教員が不在の場合，担当教員に速やかに連絡を取り，または，一斉メールを受信した後，速やかに返信して状況を伝える。

②教職員

<避難誘導>

- ・実習要項に危機発生時の対応フローチャートを記載しておく。
- ・実習施設の指示に従う（事前に各施設と対応を協議しておく）。

<安否確認>

- ・担当教員が同行していれば，その教員が学生の安否確認をし，大学に報告する。同行していない場合は，学生が実習担当領域の緊急連絡先に連絡する。
- ・メールによる安否確認など，利用可能な手段で安否確認する。

(3) 自宅または国内の外出先の場合(安否確認・安否報告)

①学生（学部生・大学院生）

- ・可能な伝達手段で大学に安否を報告する。
- ・事前に作成されたグループごとの連絡網に従って，安否確認を行う。
- ・災害用伝言ダイヤル等で安否を報告する。

②教職員

- ・可能な伝達手段で大学に安否を報告する。
- ・事前に作成されたグループごとの連絡網にしたがって，安否確認を行う。
- ・災害用伝言ダイヤル等で安否を報告する。

(4) 海外にいる場合(安否確認・安否報告)

①学生（学部生・大学院生）

・海外に行く場合（大学の科目プログラムの場合を想定）は，学生から大学に連絡を入れる。

②教職員

- ・出張，プライベートいずれの場合でも大学に安否を報告する。

*学生（学部生・大学院生）・教職員ともに，各自からの安否報告がない場合は，大学が何らかの方法で安否を確認する。

3) 大学からの情報配信・情報共有の方法

大学からのメールやホームページによる情報発信は、安否報告を求める内容や授業に関する情報提供を中心として行う。

- ・連絡担当者から全学生・教職員へ、登録されたメールアドレスに安否確認メールを配信する。
- ・大学ホームページに連絡を掲載、ホームページへの書き込みをする。
- ・大学防災センター等からの館内放送をする。
- ・上記のほかにも、マスコミ報道、その他の方法で情報配信する。

4) 被災者（学生・教職員）への大学としての対応

(1) 初期の対応

① 応急救護の対応

< 学内の場合 >

建物は安全か、火災は起きていないか、周囲に負傷者がいないかを確認し、負傷者がいる場合は救助を行うとともに、周囲に協力を求める。自分が負傷した場合、大きな声を出し助けを求める。

< 学外の場合 >

周囲は安全か、火災は起きていないか、負傷者がいないかを確認する。火災、負傷者等がいる場合は、周囲に連絡し可能なら応急処置をする。また、交通機関が非常停止した場合は、乗務員の案内をよく聞き行動する。

② 帰宅困難時の対応

- ・大学施設が使用できる場合は、学内で避難する。
- ・学内の施設の利用については、大学の取り決めに従うが、実習室のベッド等が開放可能な場合は開放する。また、備蓄してある食料・飲料水・毛布などを提供する。
- ・大学施設が被災し使用できない場合は、自治体の避難所に避難する。
- ・交通機関の復旧状況を確認し、帰宅できる場合は帰宅する。

※災害発生時の被災者への対応としては、地域防災計画との関係で、大学は被災者に対応することになる。

(2) 中長期の被災学生への対応

① 被災状況調査

- ・被災地に居住する学生に電話で安否確認を実施。

② 経済的支援

- ・給付金や奨学金の支援。
- ・入学金、授業料の免除など。
- ・実家が被災した学生は通常枠以外で授業料を免除するなどの対応をとる場合もある。

③ 心のケア

- ・大学の保健センターや学生相談室、スクールカウンセラーなどによる心のケアを行う。

Ⅲ 日本看護系大学協議会が行う災害支援

1. 平常時の準備体制

1) 日本看護系大学協議会の災害支援の基本方針

(1) 対応する組織

- ・本協議会が行う災害支援は理事会の承認のもとで、災害支援対策委員会が遂行する。
- ・理事のなかに災害支援対策委員会委員長 1 名を置き、5～6 名の委員会委員とともに委員会規程に基づき平常時の活動を行う。
- ・発災時等の必要時は、あらかじめ定めている委員会サポートメンバーと連携し、災害状況の把握と支援の活動にあたる。

(2) 支援を行う災害の状況

- ・本協議会が行う災害支援は、災害によって、会員校が以下のいずれかに該当すると理事会が判断した場合に、具体的な活動を行う。
 - ①非常に大規模な災害により被災した時
 - ②災害によって、看護教育活動に支障をきたしている時
 - ③災害によって、教員や学生の研究活動に支障をきたしている時
 - ④そのほか、理事会が必要と認めた時

2) 各看護系大学が行う災害準備への支援

(1) 各大学への防災マニュアル指針の提示と情報提供

- ・本協議会が編集した「防災マニュアル指針」を提案し、各大学の事情に応じた防災マニュアルの準備を奨励する。
- ・災害や防災に関わる情報を提供する。

(2) 大学間連携における相互支援に関する推奨事項

- ・ 発災時に備え、平常時から大学間連携の具体的な方法についての検討を進めておく。
- ・ 連携については、それぞれの大学の事情や目的等により、設置主体や近隣地域などの系統をもとに状況に応じた相手校の選択や連携方法について、平常時より準備する。その際、近隣地域のための連携では、同時に被災する可能性もあるため、注意する。
- ・ 災害支援にあたっては、被災地での行動等に関する心得*を教員や学生に周知し、できる限り被災大学等関係者への負担を少なくして実施する。また、先遣隊を派遣して支援準備を行うことを前提とし、支援中も係りを常駐させるなど、自己完結型を貫く。
- ・ 支援活動のための移動手段・宿泊・食事、使用する器材や文具など細かい点まで負担をかけない配慮を心がけることを共通理解しておく。

(*日本看護協会および各都道府県看護協会等の災害支援マニュアルを参照のこと)

2. 発災時の対応

1) 被害状況の把握

すみやかに被災状況の確認をおこない、支援要求に即時対応する。

2) 支援組織の体制づくり

災害支援対策委員会を中心として、必要規模の組織体制を整え、支援活動を行う。

平成 26 年度以降の具体的な体制については、決定後、本協議会ホームページ等により公表予定とする。

—参考情報—

※下記大学のホームページから災害に関する情報を入手できます。

その他、日本看護協会や各県の看護協会ホームページもご活用ください。

- ・香川大学ホームページ 危機管理サイト ⇒

http://www.kagawa-u.ac.jp/public/rule/crisis_management/

- ・高知県立大学ホームページ 高知県立大学法人「災害に関する情報」⇒

<http://www.u-kochi.ac.jp/~bousaihp/>

- ・兵庫県立大学地域ケア開発研究所ホームページ

(WHO 災害と健康危機管理に関する看護協力センター) ⇒

<http://www.coe-cnas.jp/who/>

- ・山形大学医学部 災害対策マニュアル ⇒

www.id.yamagata-u.ac.jp/General/pdf/manual.pdf

- ・純真学園大学 大地震対応マニュアル ⇒ <http://www.junshin.org/>

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事 片田 範子（兵庫県立大学）

「災害支援対策委員会」

委員長 山口 桂子（愛知県立大学）

臼井 千津（愛知医科大学）

河原 宣子（京都橘大学）

佐々木 久美子（宮城大学）

菅原 京子（山形県立保健医療大学）

宮崎 美砂子（千葉大学）